

第2節 主要援助国・地域機関の政府開発援助の概要

1 米国

(1) 援助政策等

(イ) 対外援助の急増と対外援助改革

8年間続いた共和党ブッシュ政権下において、イラク、アフガニスタンの復興支援、2004年に設立されたミレニアム挑戦会計(MCA)、2003年に発表された大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)等により政府開発援助実績は急増^(注1)し、また、同時多発テロの結果、貧困がテロの温床であるとの問題意識が高まり、安全保障、民主主義の拡大等の課題と開発援助の関係が重視されるようになる等米国の対外援助政策は大きく変貌した。かかる状況下、対外援助改革に関する議論が続いており、連邦議会下院外交委員会^(注2)はホームページ上で意見公募を行っている。

(ロ) オバマ政権下の対外援助政策

2009年1月に発足したオバマ政権において、クリントン国務長官は「国防(defense)、外交(diplomacy)、開発援助(development)は、米国の対外政策の3本柱」であり、「米国の安全保障を推進する上で、開発が、国防や外交と並ぶ対等のパートナーである」と述べ、厳しい経済状況のなか、対外援助予算を2015年までに500億ドルへと倍増することを目指している。2009年6月現在、2010年度^(注3)の対外援助予算要求書^(注4)(前年比9%増)は議会にて審議中であるが、オバマ政権の対外援助政策を具体的に示す予算要求における優先事項は次の3点。

(a) 国務省^(注5)およびUSAID^(注6)運営管理能力向

上のための経費、人件費を含む管理予算の強化(170億ドル:同36%増)

USAIDの在外職員を2012年までに倍増させることを目指すとともに開発プログラムの監視を強化する。

(b) アフガニスタン、パキスタン、イラクに対する大統領戦略の支持

① アフガニスタン(27.9億ドル:同4%増)、パキスタン(15.8億ドル:同11%増):大統領のアフガニスタン・パキスタン新戦略を支持、両国に対する文民援助の大幅な増額を含む。

② イラク(5億ドル:同18%減):支援を再編成、治安強化、イラク国民による統治を可能とする。

(c) 開発プライオリティ^(注7)

① 基礎教育(9.81億ドル:同50%増)

② 国際保健(76億ドル):大統領が5月に発表した国際保健イニシアティブ(630億ドル/6年)^(注8)の一部。HIV/エイズ(56億ドル)、マラリア(5.85億ドル)対策等で継続して世界をリード。母子健康(5.25億ドル)、顧みられない熱帯病(NTD)対策プログラム等の推進。

③ 食料安全保障(10億ドル):4月のG20サミットでオバマ大統領が表明したとおり、開発途上国の食料安全保障のための予算を前年比倍増。クリントン国務長官も6月に食料安全保障に関するイニシアティブ^(注9)を発表。

④ 気候変動(5.8億ドル:前年比倍増)

⑤ 即応ファンド(7,600万ドル):新生または脆弱な

注1: 支出純額ベースで99.5億ドル(2000年)から217.8億ドル(2007年)へ倍増。2005年は279億ドルであった(OECD・DAC)。

注2: バーマン委員長は、これまで数度の修正がなされてきた1961年対外援助法(The Foreign Assistance Act of 1961)の改正を最優先課題の一つと位置付けている(<http://www.internationalrelations.house.gov/>)。

注3: 2009年10月から2010年9月まで。

注4: "Congressional Budget Justification"(<http://www.state.gov/f/releases/iab/fy2010cbj/pdf/index.htm>)

注5: 国務省2008年度報告書:FY2008 CITIZEN'S REPORT(<http://www.state.gov/s/d/rm/rls/perfrpt/2008cr/html/>)

注6: 国際援助庁2008年度報告書:FY2008 Annual Performance Report(<http://www.usaid.gov/policy/budget/apr08/>)

注7: 連邦議会下院歳出委員会国務・対外活動小委員会公聴会におけるフルガムUSAID長官代行の証言(5月20日)より(<http://www.usaid.gov/press/speeches/2009/ty090520.html>)。

注8: 5月5日発表(http://whitehouse.gov/the_press_office/Statement-by-the-President-on-Global-Health-Initiative/)。

注9: 6月11日、クリントン国務長官は「飢餓および食料安全保障は国務省およびオバマ政権が追求する最重要課題」とし、米国の対外農業援助の原則を発表(<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/06/124659.htm>)。

民主主義諸国における不測の事態に速やかに
応ずるための緊急対応ファンドを創設。

(d) その他関連機関

- ① MCC(14.3億ドル:同63%増):新たにヨルダン、マラウイ、フィリピンとのコンパクト締結を想定。
- ② 平和部隊(3.7億ドル:同10%増):現在の派遣数7,876名を2012年までに9,000名、2016年までに1万1,000名に増加することを目指す。

(ハ) 日米援助協調

日米間では、従来より日米保健パートナーシップ、日米水協力、アフガニスタンにおける幹線道路の建設等、分野別政策、プロジェクトレベルで様々な協力が行われている。

2005年3月、ライス国務長官が訪日した際、日米両国は「戦略的開発協調」の立ち上げに合意。2008年3月には日米保健パートナーシップ会合を開催。2008年7月の日米首脳会談に際し、日米アフリカ協力に関するファクトシート^(注10)を発表した。

米新政権発足後は、2009年2月のクリントン国務長官訪日、麻生総理大臣の訪米の際に、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動・エネルギー、国際保健、アフリカ開発等グローバルな課題に関しても日米で協力して対処していくことで一致した。同年4月、東京で開催されたパキスタン支援国会合では準備段階から日米が緊密に連携し、他のドナーに働きかけた結果、目標額を大幅に上回る50億ドル以上のプレッジが集まり、成功を収めた(日米はそれぞれ10億ドルをプレッジ)。また、同年6月にはUSAIDとの間で保健システム強化、母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策等の分野で協力を推進するため、「日米保健パートナーシップ」アクションプラン(2009～2010)に合意した。

(2) 実施体制

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超える
とされるが、政府開発援助の90%以上を占める二
国間援助において中心的な役割を担うのがUSAID
である。2006年1月に開始された対外援助改革の
なかで、USAID長官が国務省対外援助部長を兼務
し、USAIDと国務省との政策的連携の強化が指
向されたが、新政権においてかかる体制が継続
されるかは明らかではない(2009年12月現在、
USAID次期長官としてラジブ・シャー農務次官
が指名されており、上院による承認を待って
いる)。なお、新政権においては国務長官の下
に新たにマネジメントおよびリソース担当の国
務副長官が設けられ、対外援助予算を含め予
算全般を担当している。

2004年度から、ミレニアム挑戦公社(MCC)が発
足した。国務長官が議長を務めるMCC理事会
(他に財務長官、USTR代表、USAID長官等が参
加)において、様々な政策的考慮を反映して支
援を決定する仕組みとなっている。

USAIDは援助プログラムの実施を専門省庁に委
託することもあるほか、総じて、国・課題ごと
に、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部
局が協議・連携する体制となっている。国際
機関を通じた援助のうち、世界銀行や地域開
発銀行等の国際開発金融機関については財務
省が管轄し、国連専門機関については国務省
が管轄している。USAIDは、海外事務所に多
くのスタッフを置き、援助案件実施の管理を現
地事務所に委ねている。2010年度予算要求に
おけるUSAIDの職員総数は10,173名であり、
ワシントンDCの本部に2,232名、海外事務
所(97拠点)に8,774名となっている。また、
USAIDは従来、PVO(Private Voluntary
Organization)^(注11)を重要パートナーと位置
付け積極活用している。

援助実施体制図

(2010年1月現在のオバマ政権下では、援助の実施体制は決定されていない)

注10:「ファクトシート:アフリカにおける保健および食料安全保障上の課題に関する日米協力」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/enjyo/africa.html>)

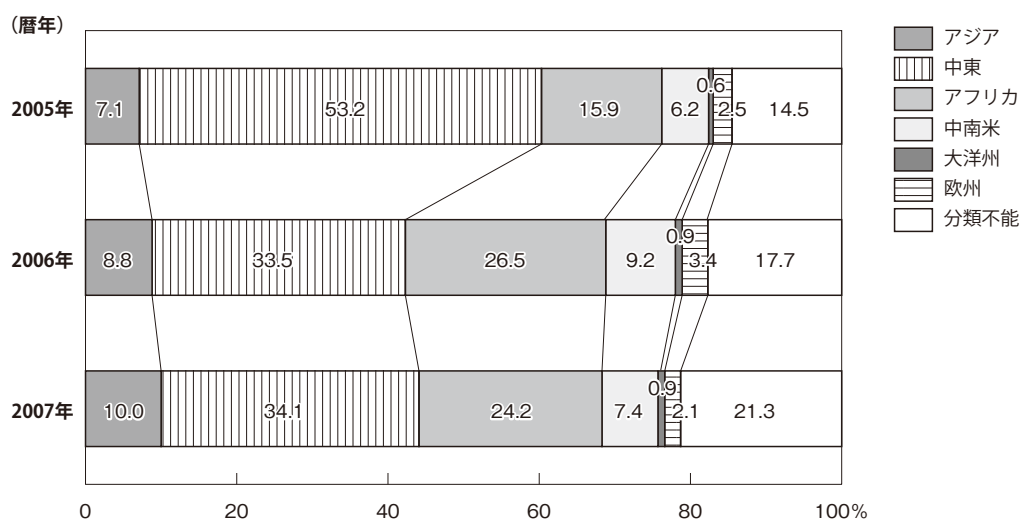
注11:USAIDの定義によると、PVO(民間ボランティア組織)とは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非営利団体。2008年6月30日現在、USAIDには、連邦規則基準(the Code of Federal Regulations, Title 22, Part 203)に基づき、米国PVO537団体、国際PVO(法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国PVO)67団体、共同開発組織(U.S. Cooperative Development Organizations(CDOs))7団体が登録されており、それぞれに26億ドル、1億ドル、2億ドルの支援を実施した(FY2006)。2008年8月29日にはPVO等を対象とした新しい贈与スキーム「Development Grants Program(DGP)」が開始された。(http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/private_voluntary_cooperation/index.html)。

(1) 政府開発援助上位10か国

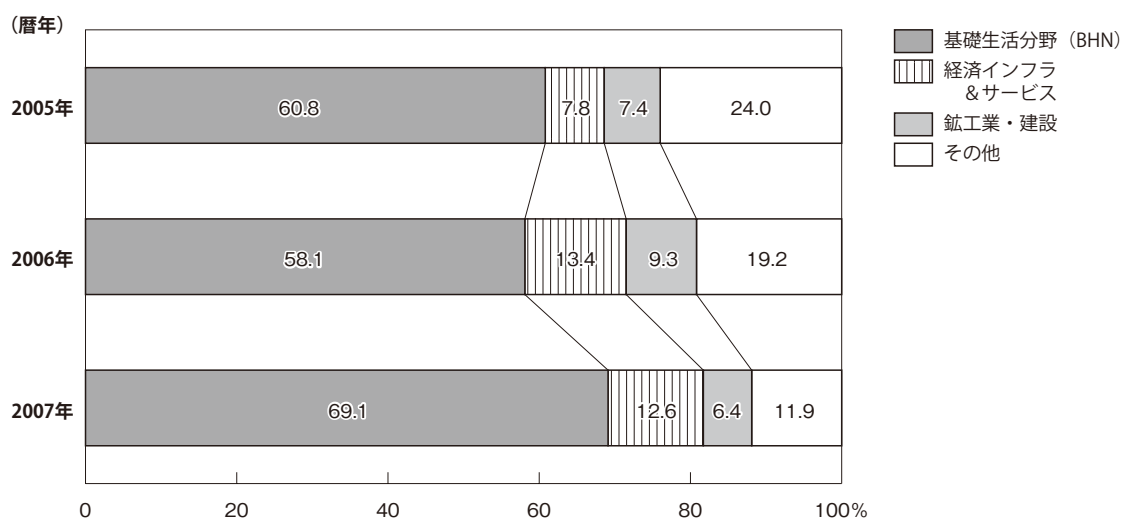
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イ ラ ク	11,227.79	43.89	1	イ ラ ク	4,781.82	22.60	1	イ ラ ク	3,749.34	19.84
2	アフガニスタン	1,318.30	5.15	2	アフガニスタン	1,403.71	6.63	2	アフガニスタン	1,514.28	8.01
3	ス ー ダ ン	759.04	2.97	3	コンゴ民主共和国	838.47	3.96	3	ス ー ダ ン	710.45	3.76
4	エ チ オ ピ ア	608.61	2.38	4	ナ イ ジ ェ リ ア	787.24	3.72	4	エ ジ プ ト	462.41	2.45
5	コ ロ ン ビ ア	448.94	1.75	5	ス ー ダ ン	738.78	3.49	5	パ キ ス タ ン	433.57	2.29
6	エ ジ プ ト	401.76	1.57	6	コ ロ ン ビ ア	719.75	3.40	6	コ ロ ン ビ ア	403.50	2.13
7	ヨ ル ダ ン	353.33	1.38	7	パ キ ス タ ン	477.72	2.26	7	エ チ オ ピ ア	371.73	1.97
8	パ キ ス タ ン	323.07	1.26	8	ヨ ル ダ ン	329.50	1.56	8	ケ ニ ア	325.22	1.72
9	ウ ガ ン ダ	228.82	0.89	9	エ チ オ ピ ア	315.78	1.49	9	ウ ガ ン ダ	301.57	1.60
10	セ ル ビ ア	185.71	0.73	10	ザ ン ビ ア	309.91	1.46	10	ヨ ル ダ ン	259.51	1.37
10位の合計		15,855.37	61.98	10位の合計		10,702.68	50.57	10位の合計		8,531.58	45.14
二国間援助合計		25,582.04	100.00	二国間援助合計		21,162.12	100.00	二国間援助合計		18,901.21	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



2 英国

(1) 援助政策等

(イ) 基本法

2002年に成立した国際開発法(The International Development Act)が英国の開発援助の法的基盤。英国の国際開発を主導する国際開発省(DFID:Department for International Development)は、同法に基づいて活動している。同法は、英国の援助を英国の商品およびサービスにタイドすることを禁じている。

2006年7月に成立した国際開発報告・透明性法(The International Development(Reporting and Transparency) Act 2006)は、毎年、国際開発大臣が国際援助の支出、国連の掲げる政府開発援助の対GNI比0.7%目標達成に向けての進捗状況、援助効果および透明性を含む様々な分野に関し報告することを義務付けている。

(ロ) 基本政策

DFIDは、特にMDGsの達成を通じた、貧困国における貧困削減を目的としている。各省庁と財務省の間で取り決められた2005/2006年度からの3年間の公共サービス協約(PSA:Public Service Agreement)において、DFIDは、以下の重点目標を挙げている。

- (a) サブ・サハラ・アフリカにおける貧困削減
 - (b) アジアにおける貧困削減
 - (c) 欧州、中央アジア、中南米、中東および北アフリカにおける貧困削減
 - (d) 貧困削減、紛争防止、紛争・人道危機への効果的対応のための国際システムの影響力増加(国際システムの効果向上、EUおよび世界の貿易障壁の削減(ビジネス・イノベーション・技能省との共同目標)、紛争防止・紛争後復興支援(外務・英連邦省および国防省との共同目標)
 - (e) 貧困削減およびMDGs達成を支援するための政策の策定、支持および推進
 - (f) DFIDの二国間プログラムの影響力および効果の改善
- MDGsに関し、アレクサンダー国際開発大臣は、同

目標達成のための主要な優先事項として以下を掲げている。

- (a) 成長(民間セクター開発支援、雇用、インフラおよび農業への投資、貿易を通じた成長促進)
 - (b) 平和と安全保障
 - (c) 気候変動
 - (d) 国際的な改革(国連改革、アフリカ開発銀行およびAUの役割拡大のためのサポート、OECD-DACによるドナーのコミットメントのモニタリング促進、インド、中国等の非OECD諸国との協力強化)
- (ハ) 援助方針の転換

2009年4月、アレクサンダー国際開発大臣は、「21世紀は安全保障が援助の中心」となるとの英国の援助方針の変更を発表した。1997年の労働党政権誕生とともに発足したDFIDが、援助の重点分野に関し、当初の社会セクター重視から経済成長(2009年2月のアフリカ南北回廊プロジェクト発表等)、安全保障へと軸足を移してきていることは注目に値する。

(ニ) DFIDのホームページアドレスおよび白書・年次報告

2006年7月、DFIDは、「貧しい人々のためのガバナンス(Making Governance Work for the Poor)」と題する白書を発表し、国家が機能しているかどうかが開発の成功・失敗を決定付ける主要因であると位置付けた。1997年および2000年の白書に基づいた同白書は、2005年のグレンイーグルス・サミットのコミットメントを達成するための英国政府の方針を示している。その他、DFIDは、年次報告書を発表しているほか、自らのホームページ(<http://www.dfid.gov.uk>)で主要な政策ペーパー等を公表している。

(ホ) 予算および重点地域

● 援助規模

2008年の政府開発援助(ODA)は、対前年比25.0%増の115.0億ドル(出典:DAC)となり、前年の世界第4位から世界第3位の援助国の地位に上昇した。また、2008年のODAのGNI比は0.43%(出典:DAC)と前年の0.36%から改善した。英国はMDGs目標年の2015年より前の2013年までにGNI比0.7%(約90億ポンドに相

当)の達成を目指している。

DFIDの2008/2009年度国際開発支出は約58.03億ポンドとなり、前年比で12%増加した。同支出は、2004/2005年度から年平均11%の割合で伸びており、2004/2005年度と2008/2009年度を比較すると51%の増加となる。今後、DFIDは、2009/2010年度に約68億ポンド、2010/2011年度に約78億ポンドを支出する計画である。

援助は原則として無償であり、2001年4月から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、二国間援助においては、個別のプロジェクトだけでなく開発途上国政府による貧困削減政策のための一般財政支援に力を入れており、2008/2009年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の20%を占めている。一方、DFID予算全体に占める国際機関を通じた援助の比率は2008/2009年度で39%(22.7億ポンド)であり、なかでもEUを通じた援助は国際機関を通じた援助の51%(11.5億ポンド)を占めている。

● 重点地域

アフリカ地域16か国(コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ)、アジア地域9か国(バングラデシュ、中国、インド、パキスタン、アフガニスタン、ネパール、カンボジア、ベトナム、インドネシア)の25か国を挙げている。2008/2009年のDFIDのアフリカ地域およびアジア地域に対する二国間援助額の全体額に占める割合は、それぞれ47%、33%であり、合計で80%を占める。

(2) 実施体制

● DFID

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣内大臣を有するDFIDの責任の下に一元的に行われ、他の関係省庁(外務・英連邦省、国防省等)との連携にも力を入れている。他方、英国政府全体で5%の職員削減目標が掲げられているなか、DFIDの職員数は2004年の1,907人から、2007年の1,719人、2008年の1,612人、2009年の1,600人まで削減されてきている。

● 関連組織

- ・CDCグループ(旧英連邦開発公社):開発途上国の

民間部門に対するローン、株式投資の形態による支援を担当

- ・ブリティッシュ・カウンシル:人材育成分野での援助
- ・クラウン・エージェンツ:開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービスや援助の資材・サービスの調達等を実施
- ・輸出信用保証局(ECGD:Exports Guarantee Department):途上国向け英国輸出企業に対する輸出保証・保険業務等

● NGO

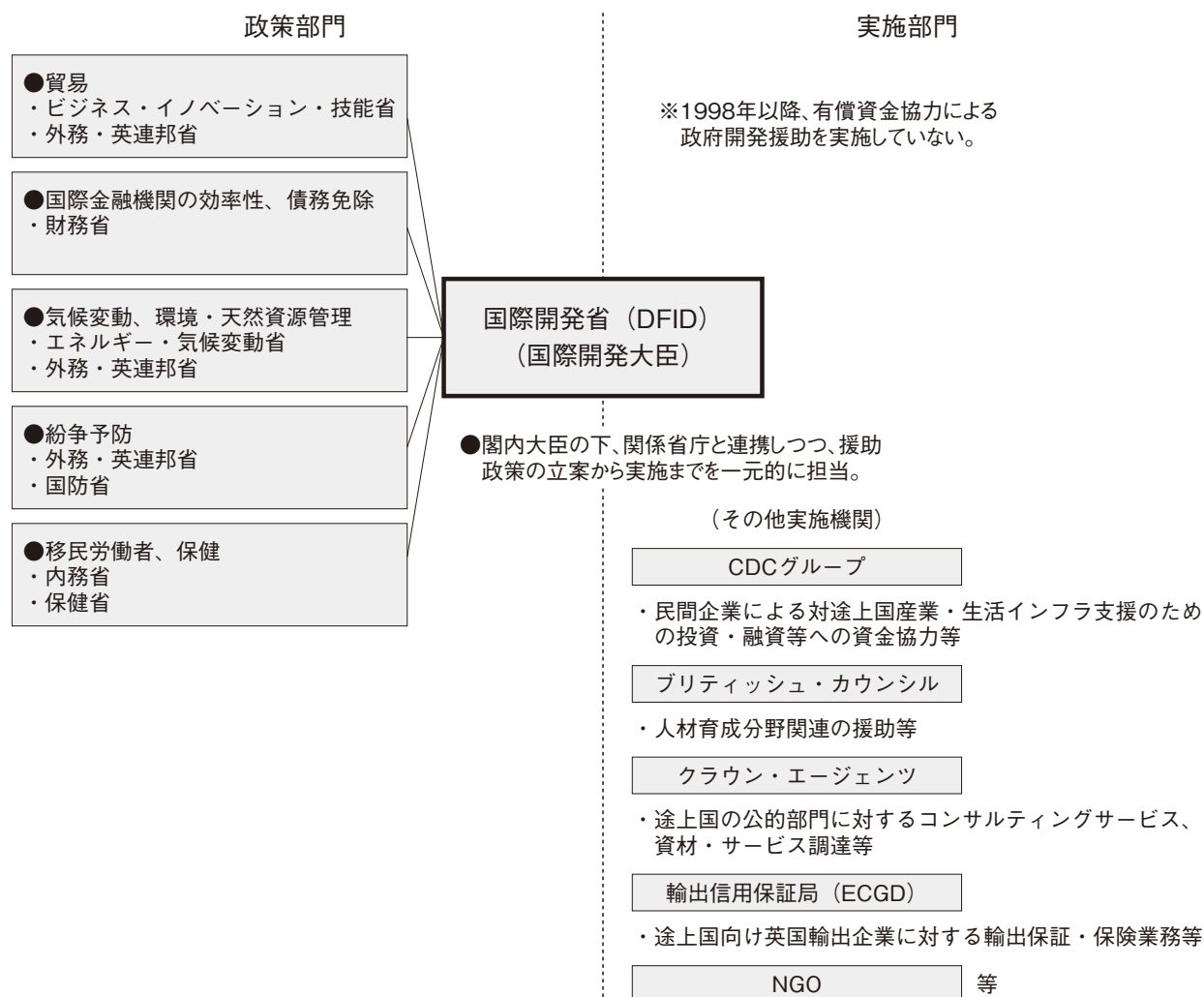
政府は市民社会を通じた援助を重要視しており、主要な国際NGOとの間で26件のパートナーシップ・プログラム協定(PPAs)を締結することで、災害援助、ボランティア派遣等の分野で積極的に協働している。2008/2009年度には、以下を含む用途で、総計317百万ポンド程度の援助をNGO等の市民社会団体(英国在住に限る)を通じ実施している。

- (1) 「シビル・ソサエティー・チャレンジ基金」^(注)を通じた支出:15百万ポンド

(注:英国と現地の市民社会団体が共同で進めるジェンダー、人権分野等での活動を支援する基金)

- (2) NGOとのパートナーシップ・プログラム協定(PPAs)に基づく支出:90百万ポンド
- (3) 緊急人道支援向け支出:80百万ポンド
- (4) DFID国別プログラムを通じた支出:132百万ポンド

援助実施体制図

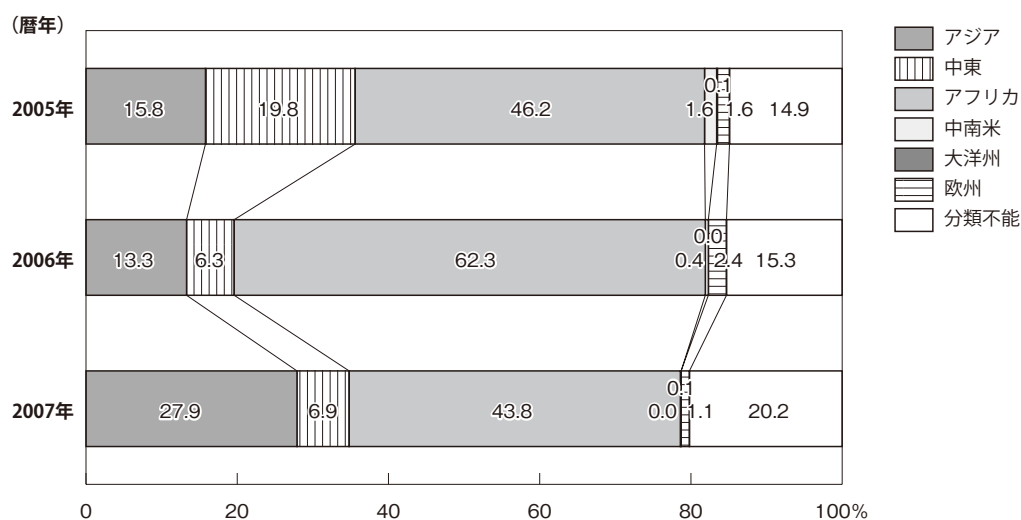


(1) 政府開発援助上位10か国

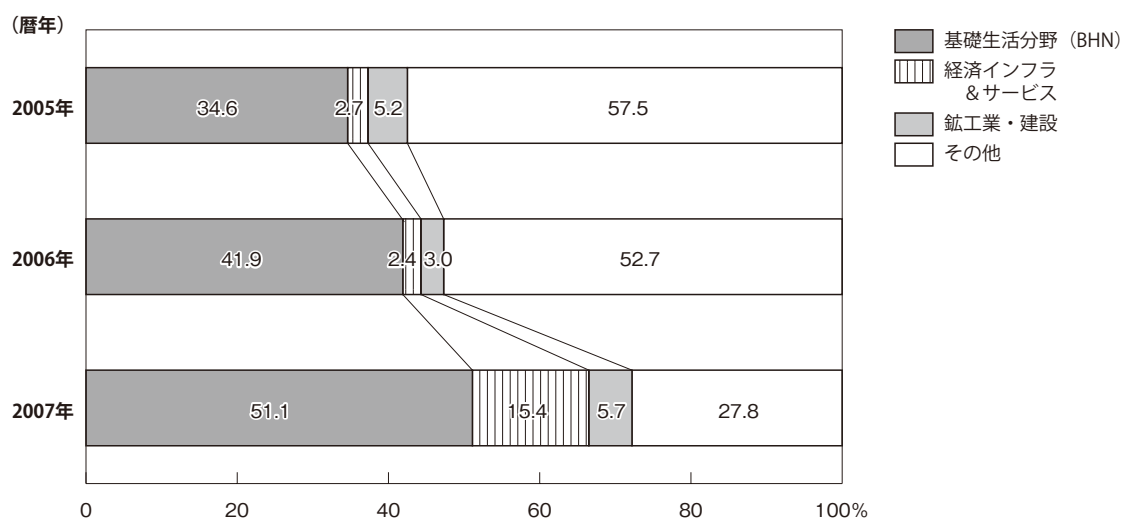
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	ナイジェリア	2,200.89	26.94	1	ナイジェリア	3,185.74	36.54	1	インド	510.53	9.11
2	イラク	1,317.52	16.13	2	インド	349.30	4.01	2	エチオピア	291.50	5.20
3	インド	579.24	7.09	3	アフガニスタン	246.49	2.83	3	ナイジェリア	285.95	5.10
4	タンザニア	220.35	2.70	4	タンザニア	218.86	2.51	4	アフガニスタン	268.71	4.80
5	アフガニスタン	219.92	2.69	5	スーダン	215.55	2.47	5	バングラデシュ	245.57	4.38
6	バングラデシュ	203.27	2.49	6	ウガンダ	214.41	2.46	6	タンザニア	231.79	4.14
7	スーダン	196.46	2.41	7	パキスタン	203.17	2.33	7	スーダン	206.17	3.68
8	ザンビア	165.73	2.03	8	イラク	203.00	2.33	8	パキスタン	197.84	3.53
9	ガーナ	119.74	1.47	9	セルビア	180.49	2.07	9	ウガンダ	167.15	2.98
10	マラウイ	101.96	1.25	10	マラウイ	170.94	1.96	10	中国	162.43	2.90
10位の合計		5,325.08	65.19	10位の合計		5,187.95	59.51	10位の合計		2,567.64	45.84
二国間政府開発援助合計		8,168.46	100.00	二国間政府開発援助合計		8,717.58	100.00	二国間政府開発援助合計		5,601.53	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



3 フランス

(1) 援助政策等

(イ) 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額はここ数年約100億ドルで推移。対GNP比では約0.4%である。厳しい予算状況の中、フランスは2009年についても前年と同規模の政府開発援助を維持すると決定し、2015年までには政府開発援助額を対GNP比0.7%まで引き上げることが目標としている。

(ロ) 主な二国間援助対象国

フランスの二国間援助の対象は従来からアフリカ諸国が中心だが、2009年6月に開催された省庁間国際協力・開発委員会(CICID)では、今後援助予算の60%をサブ・サハラ・アフリカ諸国に振り向け、さらに同地域の優先14か国に無償援助の50%を供与することが決定された。

(ハ) 重点援助分野

上記のCICIDにおいて、フランスの援助を保健、教育、持続可能な開発、食糧安全保障、民間部門支援の5優先分野に集中するとされた。とりわけ、アフリカの民間部門支援の重要性についてはサルコジ大統領就任以降繰り返し強調され、新たな基金が創設されるなどの動きがある。

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、自国の産業支援と開発援助を結び付ける傾向も見られる。公共交通インフラ整備を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにAFD (Agence française de développement) とは別ルートで融資を行うことがある(モロッコにおける高速鉄道建設、カイロやハノイにおける地下鉄建設等)。

(2) 実施体制

(イ) 外務省、経済産業雇用省、実施機関のフランス開発庁 (AFD) が主要なアクターとして機能している。援助政策に関する基本法はなく、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場として機能している。

(ロ) 2009年の外務省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務省内で開発を担当していた国際協力・開発総局は、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局 (DGM: Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats) として改編され、併せて援助実施はほぼすべてAFDに移管された。引き続き外務大臣の下に開発・仏語圏担当長官がおかれ、開発政策を総括している。

(ハ) 経済産業雇用省では、国庫・経済政策総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している。また、同総局がパリ・クラブの事務局を務めている。

(ニ) AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済産業雇用省との関係が特に緊密であり、両省は、AFDの最高意思決定機関である監査役会に、自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、監査役会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済産業雇用省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。また、2009年の外務省改革により、グローバリゼーション総局内に「政府開発援助策定・仏開発庁 (AFD) 監督部」が創設され、AFD監督機能を担うことが期待されている。

在外事務所に関しては、サブサハラ・アフリカ29事務所、地中海・中東 (北アフリカを含む) 11事務所、アジア10事務所、カリブ2事務所、南米2事務所、海外県領土9事務所の全63事務所がある。職員は、計1,412名 (パリ本部採用が949名、ローカル採用が463名) (2008年) であり、他に国際ボランティアが66名いる。年間予算は45億ユーロ (2008年)。予算の地域配分は、サブ・サハラ・アフリカ46%、中東・地中海24%、アジア23%となっている。

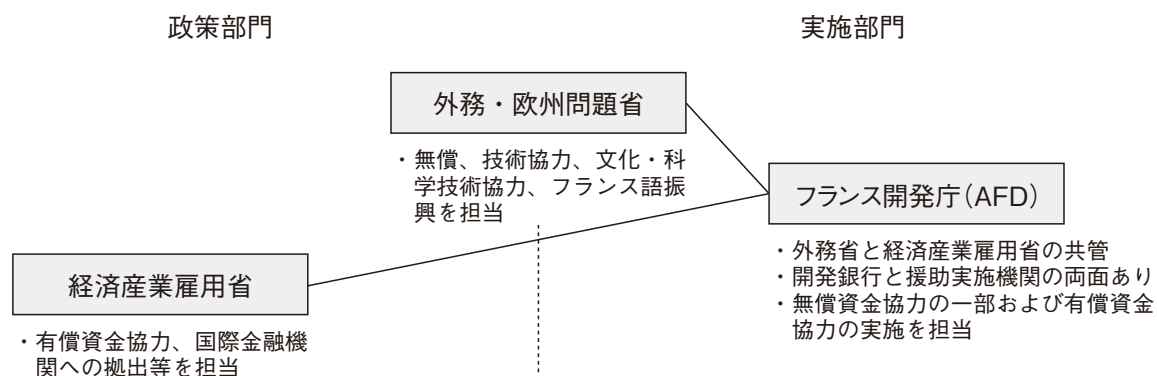
(参考: <http://www.afd.fr> 年次報告書は同ホームページで閲覧可能)

(ホ) NGOとの関係では、外務省グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局がNGOの提案するプロジェクトを審査し、そのコスト総額に対し50%を上限と

し資金を供与するスキームがある。NGO向けの直接的な資金供与以外に、緊急援助、難民救助、優先連帯資金等を通じてNGOに資金が供与されている。また、NGO、組合等、国際協力にかかわる様々な関係

者との、広範にわたる協議のためのフォーラムとして、国際協力高等評議会(HCCI:Haut conseil de la coopération internationale)が存在している。

援助実施体制図

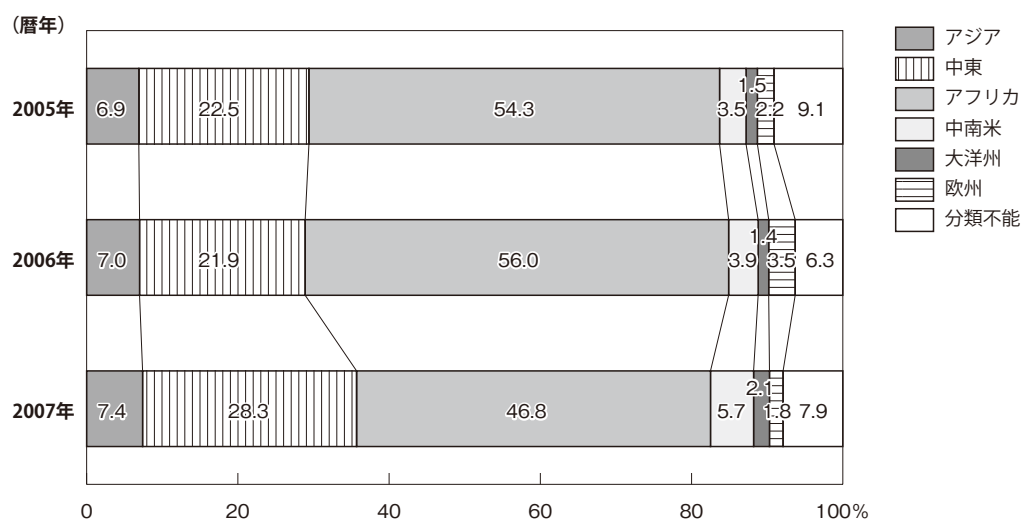


(1) 政府開発援助上位10か国

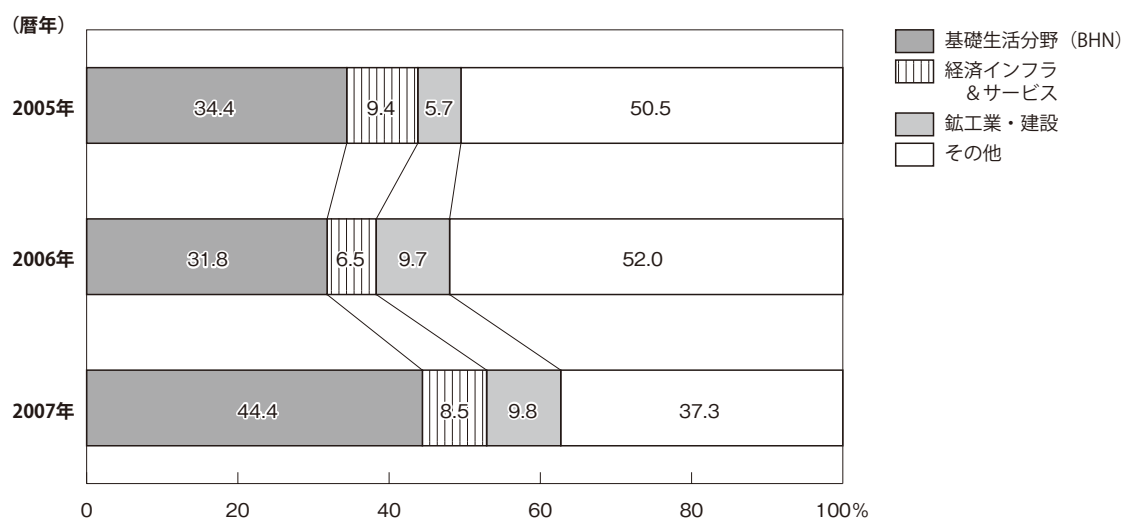
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	ナイジェリア	1,436.09	19.84	1	ナイジェリア	2,027.15	25.60	1	イラク	759.24	12.13
2	コンゴ共和国	1,014.33	14.01	2	イラク	790.70	9.98	2	カメルーン	596.23	9.53
3	イラク	635.77	8.78	3	マイヨット	337.54	4.26	3	マイヨット	406.86	6.50
4	アルジェリア	255.00	3.52	4	モロッコ	301.41	3.81	4	モロッコ	218.77	3.50
5	マイヨット	201.87	2.79	5	セネガル	287.47	3.63	5	マリ	214.02	3.42
6	モロッコ	197.62	2.73	6	カメルーン	243.61	3.08	6	アルジェリア	185.18	2.96
7	チュニジア	182.32	2.52	7	チュニジア	176.30	2.23	7	セネガル	176.66	2.82
8	セネガル	158.21	2.19	8	アルジェリア	173.42	2.19	8	ベトナム	154.46	2.47
9	中国	153.56	2.12	9	ベトナム	159.38	2.01	9	マダガスカル	141.97	2.27
10	トルコ	114.58	1.58	10	南アフリカ共和国	158.77	2.00	10	トルコ	134.23	2.14
10位の合計		4,349.35	60.08	10位の合計		4,655.75	58.79	10位の合計		2,987.62	47.74
二国間援助合計		7,239.19	100.00	二国間援助合計		7,919.40	100.00	二国間援助合計		6,258.44	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



4 ドイツ

(1) 援助政策等

(イ) 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

(a) ドイツの政府開発援助政策の目標として、①貧困対策、②平和確保と民主化の実現、③環境保護、④グローバル化の公平な形成、の4項目を挙げている。開発援助政策の方針を具体化したものとして「行動計画2015(Programme of Action 2015)」がある。これはシュレーダー政権時代の2001年に閣議決定された文書であるが、独開発政策の目標を定めたものとして現政権にも引き継がれている。

(b) この「行動計画2015」では、途上国支援における具体的な優先課題として、①経済開発と社会的弱者の経済活動への参加促進、②食料確保と農業改革の実現、③公正な貿易への参画促進、④債務の削減、⑤社会サービスの確保と弱者保護の強化、⑥資源と環境の保全、⑦人権擁護の実現、⑧ジェンダーへの配慮、⑨良い統治の実現、⑩「人間の安全保障」・軍縮の促進を通じての紛争の平和的解決、が挙げられている。

(ロ) 援助政策における特徴

(a) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支持しており、2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに政府開発援助の対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている(2000年実績0.27%が2007年に0.37%に拡大)。経済協力開発省予算は着実な伸びを示しているが(2000年37億ユーロから2008年は51億ユーロ)、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが課題であるとされており、新たな財源として、欧州排出権取引市場において一定の排出権をオークションにかけることによる収入の一部が政府開発援助予算に割り当てられる予定である。

(b) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2が

二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている。

(c) また、近年における特徴の一つとして、二国間援助における対象国の重点化があり、2008年2月には57か国に絞られた。これは、途上国の経済面・社会面・環境面並びに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力・技術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである(2006~2007年では約70か国が選定されている)。こうした「パートナー国」においては、経済協力の重点セクターが少数(1~3程度)選ばれ、このセクターに独の支援(資金協力、技術協力、NGO支援等)を集中させるようになっている。なお、これら重点地域以外の途上国に対しては、二国間援助よりも国際機関経由の支援やEUによる支援が中心となっている。今後の方向性として、この「パートナー国」の総数をより少なくしていくことが目標とされている。

(2) 実施体制

(イ) 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)

(a) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助について同省(本省定員約600名)を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力については各連邦省庁(経済技術省、内務省、労働社会省等)がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。各省庁による政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツの政府開発援助実績がDACに報告されている。

(b) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっており、両省庁間では次官や局

長クラスでの協議が行われるほか、日常的には関係部局間で連絡が行われている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地ドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に40名前後が出向している。

(c) 議会との関係では、経協開発委員会、予算委員会とのかかわりが深い。経協予算全体および財政支援案件は予算委員会の承認が必要となっている。その他個々の案件については、経協委員会への報告、議論の対象にはなるが、実施は行政府権限である。

(ロ) 実施機関

(a) ドイツの援助政策におけるもう一つの特徴として、実施機関が相対的に多いことが指摘されており、実施機関の統合は、今後の大きな課題となっている。これらの実施機関の中でも中心となるのは、技術協力を担当する技術協力公社 (GTZ) と資金協力を担当する復興金融公庫 (KfW) であり、両機関の統合の可能性についても連邦議会も含めて国内関係者の間で議論が続いている。

(b) 技術協力公社 (GTZ) は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、本部をフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている (本部の定員は約1,000名)。監査役会の議長はBMZ事務次官であり、GTZの事業予算のほとんどはドイツ連邦政府からの委託金であるが、GTZは国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。なお、GTZは67か国に在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整して技術協力を実施している。

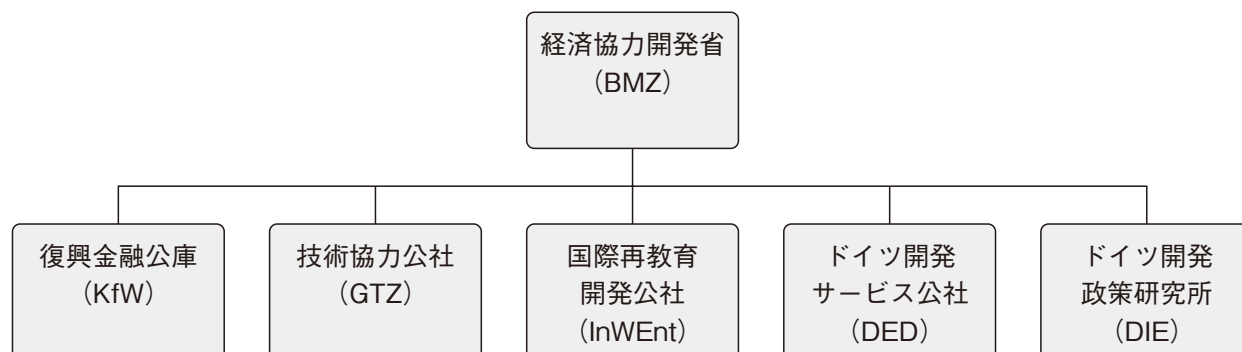
(c) 復興金融公庫 (KfW) は、復興金融公庫法に

基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfWは銀行グループの総称であり、政府開発援助事業 (資金協力) を実施しているのは、グループの中の「KfW開発銀行」 (本部はフランクフルトで定員約370名) であるが、政府開発援助の世界では同行を「KfW」と呼ぶことが多い。KfW (復興金融公庫) の事業全般について監督する監査役会の正副議長は財務大臣と経済技術大臣であり (輪番制)、その他に外務大臣や各州首相等が委員に任命されている。KfW (復興金融公庫) は、途上国等に28の在外事務所を有しており、GTZ同様、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。

(d) そのほか、人材開発や教育支援を業務とする国際再教育開発公社 (InWEnt)、ボランティアを含む開発援助要員の派遣業務を行うドイツ開発サービス公社 (DED)、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所 (DIE) などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

(e) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、ドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。ドイツ外務省が予算計上している緊急・人道支援の大半がこれらドイツNGOを通じて実施されている。また、政府開発援助として計上される額としては小さいものの、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として連邦技術支援庁 (THW:内務省所管) がある。同庁はドイツ国内の自然災害への対応を本来の任務としているが、海外にも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている。

援助実施体制図

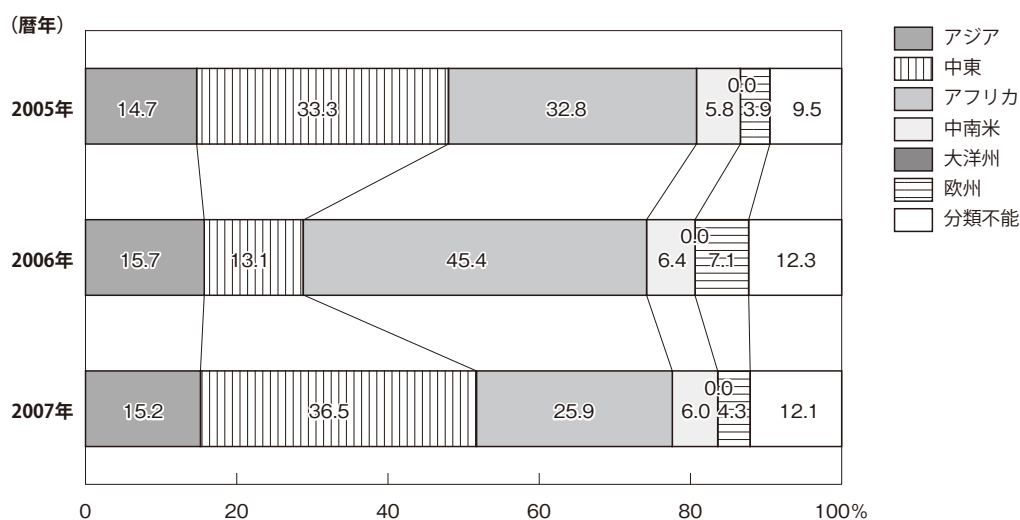


(1) 政府開発援助上位10か国

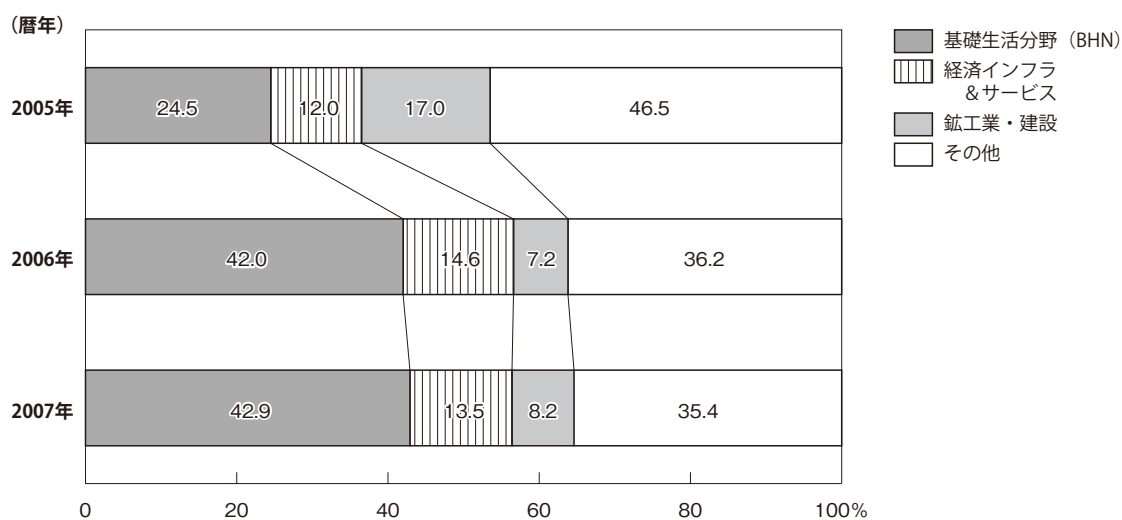
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イ ラ ク	2,019.74	27.12	1	ナ イ ジ ェ リ ア	1,710.41	24.32	1	イ ラ ク	2,095.03	26.35
2	ナ イ ジ ェ リ ア	1,180.87	15.86	2	イ ラ ク	388.17	5.52	2	カ メ ル ー ン	754.52	9.49
3	中 国	255.11	3.43	3	ザ ン ビ ア	287.54	4.09	3	中 国	289.28	3.64
4	カ メ ル ー ン	183.04	2.46	4	中 国	244.85	3.48	4	アフガニスタン	217.15	2.73
5	インドネシア	164.67	2.21	5	カ メ ル ー ン	228.11	3.24	5	エ ジ プ ト	153.91	1.94
6	ザ ン ビ ア	118.15	1.59	6	セ ル ビ ア	202.49	2.88	6	モ ロ ッ コ	142.82	1.80
7	エ ジ プ ト	109.18	1.47	7	エ ジ プ ト	140.61	2.00	7	イ ン ド	127.97	1.61
8	アフガニスタン	99.23	1.33	8	アフガニスタン	117.99	1.68	8	南アフリカ共和国	101.49	1.28
9	ベ ト ナ ム	82.92	1.11	9	モ ロ ッ コ	104.49	1.49	9	ベ ト ナ ム	97.64	1.23
10	ブ ラ ジ ル	76.98	1.03	10	ベ ト ナ ム	86.75	1.23	10	エ チ オ ピ ア	96.48	1.21
10位の合計		4,289.89	57.61	10位の合計		3,511.41	49.92	10位の合計		4,076.29	51.28
二国間援助合計		7,446.79	100.00	二国間援助合計		7,034.04	100.00	二国間援助合計		7,949.76	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



5 オランダ

(1) 援助政策等

外交政策目標8つ中の5つ(国際法秩序と人権の強化、安全・安定と人道支援、繁栄促進と貧困削減、人的発展と社会的発展、環境の保全・改善)が援助政策に密接なつながりを持っている。援助政策の主要目的を貧困削減とし、ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGs達成に向けた2008年から2015年までの長期援助政策として、人権および雇用・収入を改善するビジネス環境を可能にするグッド・ガバナンス実現を目標とし、教育、エイズ対策、水、環境、リプロダクティブ・ヘルスを主要テーマとする。

2007年から2015年については、以下の強化項目が挙げられた。(イ)安全保障と開発:脆弱な国家を中心にした人道援助、暫定的司法制度を含むグッド・ガバナンスと人権に対する支援、安全保障部門の改革支援。脆弱な国家に対する追加予算は2008年度に1,500万ユーロ、2009年度に2,500万ユーロ、2010年以降は3,500万ユーロ、(ロ)成長と公平性:開かれた公平な貿易システムの実現、バランスのとれた成長の追求、成長の原動力としての民間部門を重視、(ハ)ジェンダー、性と生殖に関する健康および権利:女性の地位向上を最重視。MDG3(ジェンダー平等推進と女性の地位向上)に関するNGOの活動を強く支援、(ニ)持続可能性、気候およびエネルギー:温暖化ガス削減のためのCDM等各種枠組活用、アフリカのエネルギー供給のためのバイオマス資源活用等を実施。

政府開発援助の対GNP比0.8%を政策目標として設定しており、昨年2008年の政府開発援助実績は、対GNI比0.8%、69.9億ドルで世界第6位の援助国となっている(DAC統計ベース:暫定値)。援助予算の50%が「アフリカの角」地域、アフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けで、GNP比0.8%のうちの0.1%は環境分野に拠出されている(2008年予算ベース)。

限られた資源をより有効に利用するとの観点から、長期的な援助の対象国を限定する政策をとり、現在は36か国(アフリカ16か国、アジア・中東11か国、ラテンアメリカ5か国およびヨーロッパ4か国)をパートナー国とするが、近年は紛争中もしくは紛争後の特定4か国(スー

ダン、ブルンジ、コンゴ民主共和国、コソボ)も重点的に支援。上記40か国は、主な特性および状況、オランダの意図する政策的努力、パートナー国の特定のニーズを勘案した上で、(イ)MDGsの加速的な達成が求められる国々(低所得国ではあるが国家の脆弱性はそれほど問題ではなく、当該政府と協力して事業に取り組むことが期待できる。ガーナ、ケニア、モンゴル等)、(ロ)安全保障と開発が求められる国々(脆弱性ないし著しい不平等のために貧困削減が妨害されている。アフガニスタン、パキスタン、スーダン等)、(ハ)幅広い関係が求められる国々(中所得国で国家の脆弱性はそれほど問題ではない。インドネシア、ベトナム、南アフリカ共和国等)、に分類され、それぞれに応じた支援戦略が決定される。

(2) 援助実施体制

外務省が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策専任の開発協力大臣ポストが設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組は外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、外務省国際協力局にある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる他省庁間協議の場においても、援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

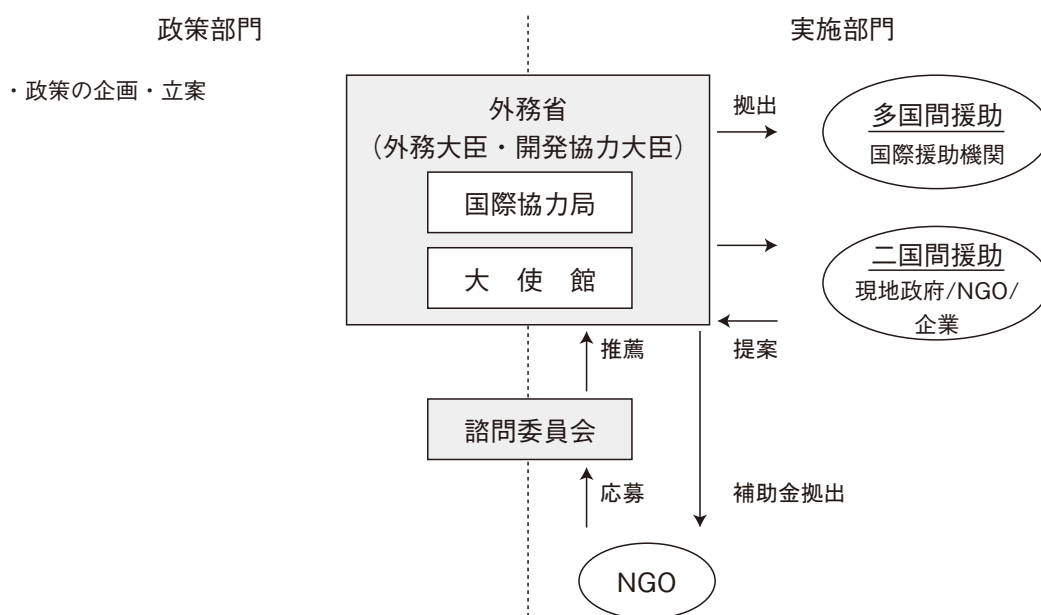
外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数には約1,560人(2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画プランの作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助実施は3つの主要な形態、二国間援助(多くが

セクター別支援、すべて贈与)、多国間援助(世界銀行・国連等の国際機関)、民間機関(企業・NGO)への補助金交付を通じて行われている。オランダは、独自の開発援助実施機関を持たないこともあり、NGOへの補助金(共同出資プログラム)を通じての協力が盛んである。2007年から2010年の間に総額21億ユーロがNGOへの補助金として支出される予定である。開発協力大臣により任命された独立の専門家からなる諮問委員会は、2007年から2010年の間の事業としてオランダの

NGOから提出された114案件を審査し、約半数が承認された。NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、年に一度共同出資プログラムに参加する大・中規模のNGO組織の代表が集まり、開発援助の現状、プログラムの進行状況につき外務省と情報交換を行う。今後は事業報告書の提出のみならず、年に一度プログラムのモニタリングも行われる予定である。

援助実施体制図

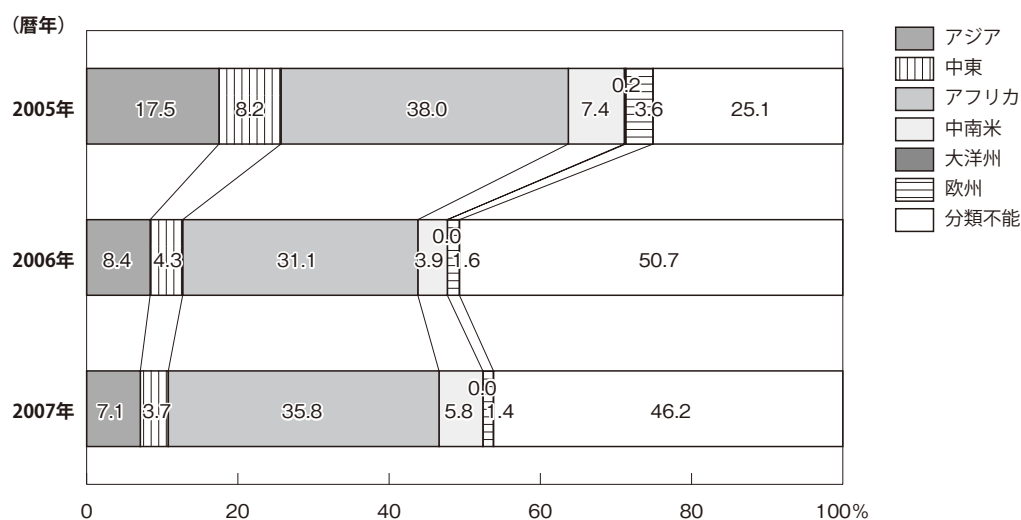


(1) 政府開発援助上位10か国

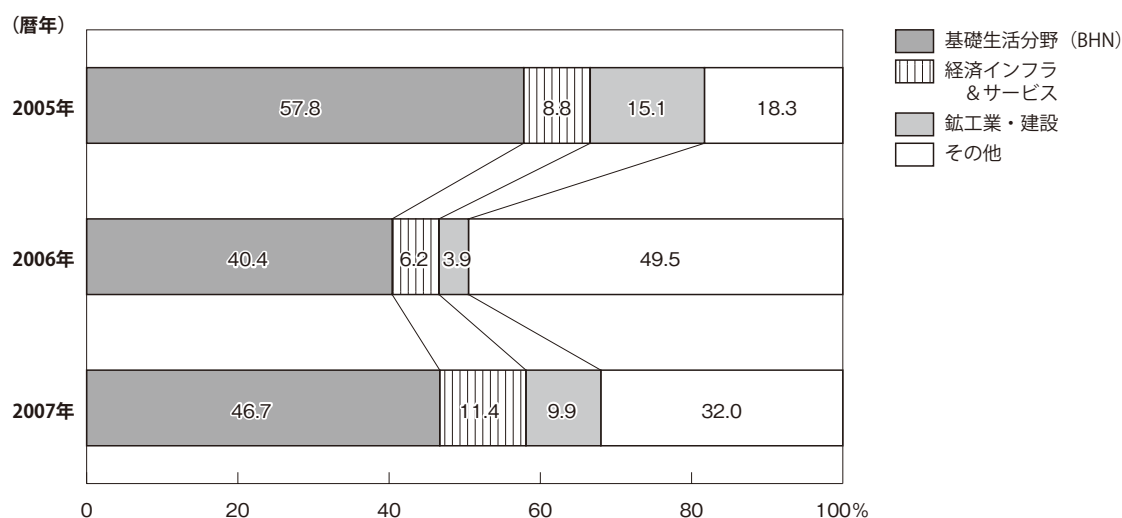
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	ナイジェリア	201.96	5.48	1	ナイジェリア	228.75	5.34	1	ナイジェリア	344.03	7.41
2	インドネシア	175.99	4.78	2	タンザニア	114.56	2.68	2	スーダン	202.51	4.36
3	スーダン	154.77	4.20	3	ガーナ	96.96	2.26	3	ガーナ	142.23	3.06
4	イラク	120.50	3.27	4	スーダン	96.08	2.24	4	タンザニア	128.15	2.76
5	タンザニア	90.23	2.45	5	アフガニスタン	87.34	2.04	5	スリナム	124.04	2.67
6	ウガンダ	80.12	2.18	6	ウガンダ	82.38	1.92	6	バングラデシュ	99.45	2.14
7	アフガニスタン	79.09	2.15	7	インドネシア	75.62	1.77	7	アフガニスタン	88.82	1.91
8	インド	72.81	1.98	8	バングラデシュ	67.45	1.58	8	モザンビーク	80.66	1.74
9	ガーナ	70.49	1.91	9	マリ	66.12	1.54	9	ザンビア	71.54	1.54
10	マリ	65.83	1.79	10	ベトナム	61.05	1.43	10	ウガンダ	70.43	1.52
10位の合計		1,111.79	30.19	10位の合計		976.31	22.80	10位の合計		1,351.86	29.11
二国間ODA合計		3,682.71	100.00	二国間ODA合計		4,282.23	100.00	二国間ODA合計		4,643.87	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



6 スウェーデン

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

国会は2003年12月、政府が提出した「共有責任：全地球的発展のためのスウェーデンの政策(PGD)」を全会一致で承認した。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とすることとしている。

PGDの下、2007年には、援助の効果、効率および質を向上させることを目的に「対象国限定アプローチ」を導入し、民主主義と人権を共通重点事項とした上で、これまで広範にわたっていた援助国を約30に絞り込み、①長期的な開発協力を実施する国(重点:貧困の削減、機能的な中央行政の構築、民主的な統治への支援など)、②紛争中または紛争終結直後の国(重点:平和と安全)、③スウェーデンが改革に協力する国(重点:貧困の削減、EUへの統合促進など)などに分け、援助を実施することとした。

2006年に、社会民主党中心の長期政権から穏健党中心の政権に交替して以降、援助の効果を具体的に示すことが一層強く求められるようになっており、2009年5月には援助の成果に関する初の報告を国会に提出するなど、適切な評価の実施が重要な課題となっている。

(ロ) 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力に割り当てることを目標としており、2008年度予算では339億SEK(スウェーデン・クローナ)を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2008年の政府開発援助実績(DAC統計ベース:暫定値)は、47億3,000万ドル(対GNI比0.98%)、対前年比9%増であった。

(a) 主要分野

現政権の優先分野は、①民主主義と人権(重点:人権の尊重と促進、民主的な制度の確立と法の支配、民主的統治、市民社会の役割と独立したメディアの確立)、②環境と気候(重点:気候変動

への適応、エネルギー、環境と安全、水)、③男女平等と開発における女性の役割(重点:全活動分野における男女平等の視点の導入、経済の発展・政治参加における女性の役割、リプロダクティブ・ヘルスの権利(HIV/エイズを含む)、女性の安全等)である。

(b) 地域別・分野別

スウェーデンは、アフリカに最大の援助ニーズがあるとの認識の下、アフリカ、特にサブサハラへの援助を重視しており、スウェーデン国際開発協力庁(Sida^(注))の2008年予算の42%がサブサハラに向けられている。また、政府は、2008年、「新アフリカ政策」を策定し、被援助国の貧困削減戦略への支援を中心に、二国間援助については当面アフリカに重点を置くこととしており、タンザニア、モザンビーク、ウガンダなどが主要な援助受取国となっている。アフリカに次ぐ重点地域はアジアであり(Sida予算の16%)、主要な援助受取国は、アフガニスタン、バングラデシュ、ベトナムなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プロジェクト支援が45%を占めており、プログラム支援16%、人道的援助15%が続く。主要な援助分野は、民主的統治・人権22%、人道的援助16%、環境・自然資源13%、保健12%などとなっている。

環境・気候変動の分野について、Sidaは、温室効果の悪化を防止することを目的とし、国別に開発援助政策を策定する際に環境・気候変動分析を行うとともに、各分野への具体的支援や個々のプロジェクトを形成するときに戦略的環境評価と環境への影響評価を実施している。

NGOの活用については、2008年、Sidaの予算の7.9%に当たる13億SEKが拠出されており、教育、研究、貿易・産業・金融システムの分野が高率で増額されている。これらのNGOの活動地域は、南アフリカ共和国やケニアなどアフリカが最も多いが、近年、パレスチナ西岸やガザ地区における人

注：ホームページ: www.sida.se 年次報告あり(2007年まで英語版あり。2008年は英語版なし)。

道支援や開発の取組が増加している。

(2) 実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣（国際開発協力担当）、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

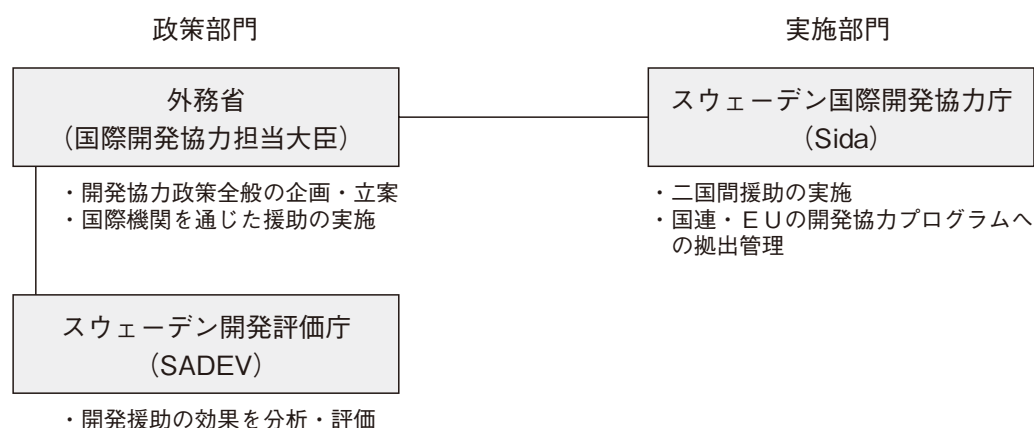
援助の実施は、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約30人）等およびスウェーデン国際開発協力庁（Sida:二国間援助を担当、同790人（海外161人、国内ほか629人））が行う。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案

し、外務省が承認する。現在、約30の国別援助戦略が存在するが、それぞれ被援助国との協力関係を多様な観点から検討し、一定期間内にスウェーデンが関与すべき事項が示されている。

約500ある中小の開発援助関係NGOは、14の大規模開発援助関係NGOの下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、「アンブレラ組織」等と称される大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

2006年にスウェーデン開発評価庁（SADV）が外庁として新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価し、政策立案者にフィードバックすることとなったほか、Sida自体も、2009年9月を期限として、成果ベースの運営を行うための定型的システムを構築することを求められている。

援助実施体制図

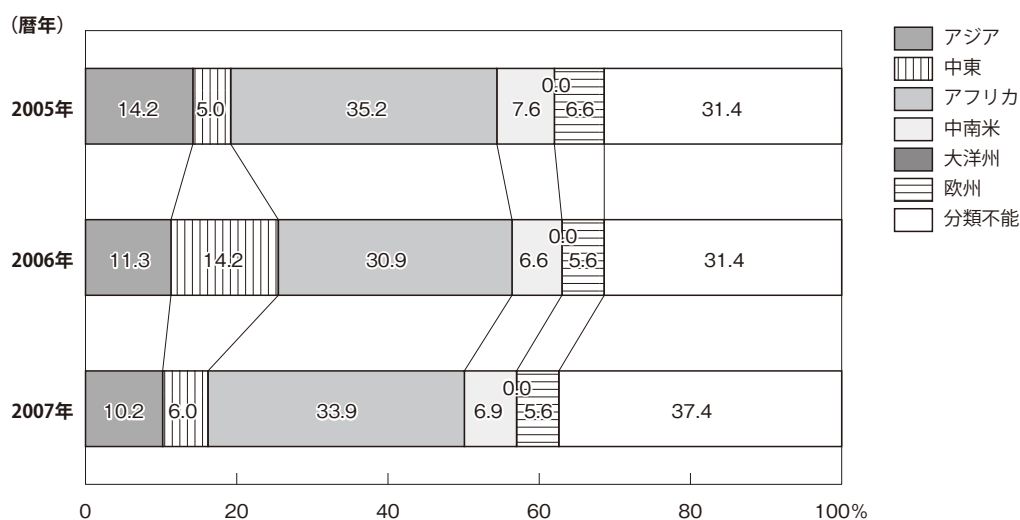


(1) 政府開発援助上位10か国

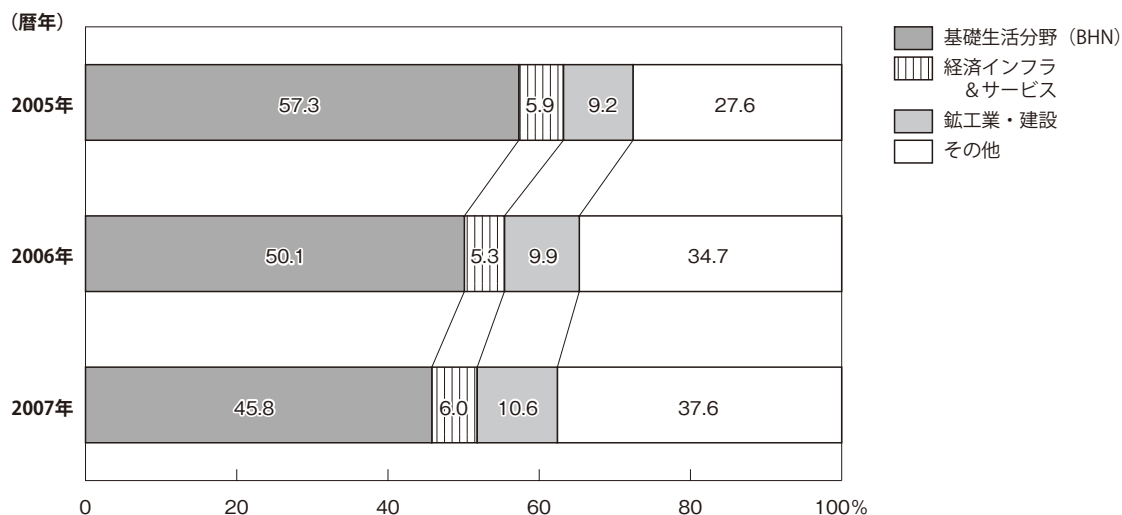
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	タンザニア	91.81	4.07	1	イラク	278.25	9.76	1	タンザニア	107.76	3.68
2	モザンビーク	79.25	3.51	2	タンザニア	111.66	3.92	2	モザンビーク	103.57	3.53
3	エチオピア	68.37	3.03	3	モザンビーク	91.75	3.22	3	カメルーン	73.64	2.51
4	スリランカ	51.72	2.29	4	ウガンダ	62.59	2.19	4	スーダン	68.11	2.32
5	ウガンダ	47.93	2.12	5	ケニア	51.94	1.82	5	ウガンダ	56.55	1.93
6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	46.88	2.08	6	パレスチナ自治地域	50.97	1.79	6	アフガニスタン	56.15	1.91
7	スーダン	45.49	2.02	7	ザンビア	48.28	1.69	7	パレスチナ自治地域	54.33	1.85
8	アフガニスタン	44.22	1.96	8	スーダン	47.53	1.67	8	ザンビア	53.69	1.83
9	ケニア	42.12	1.87	9	アフガニスタン	46.42	1.63	9	ベトナム	47.03	1.60
10	ベトナム	41.93	1.86	10	セルビア	44.29	1.55	10	ケニア	45.51	1.55
10位の合計		559.72	24.81	10位の合計		833.68	29.23	10位の合計		666.34	22.72
二国間政府開発援助合計		2,255.90	100.00	二国間政府開発援助合計		2,851.91	100.00	二国間政府開発援助合計		2,932.23	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



7 カナダ

(1) 援助政策等

(イ) 基本的方針、重点国・分野

- (a) 2006年2月に発足したハーバー保守党政権は、旧自由党政権が打ち出した「選択と集中」の方針(2005年4月『対外政策に関する基本方針(International Policy Statement)』)を事実上継承しつつ適宜修正することで新たな方向付けを図っている。

2007年度予算においては、中長期的な基本方針として、①援助対象国を外交目的と整合するよう絞り、カナダが関心を有するコアとなる国においてトップ5のドナー国となることを目指す、②「効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「一層のアカウントビリティ(説明責任)の確保」により成果重視を推進することが示された。

2008年5月には、議員立法による『ODA説明責任法(Official Development Assistance Accountability Act)』が成立し(同年6月施行)、政府開発援助の実施理念として「貧困削減への貢献」、「貧困者の視点考慮」、「国際人権基準との整合」を掲げるとともに、年次報告書の議会提出を国際開発庁(CIDA)に義務付けることにより透明性・説明責任の向上を図っている(2009年9月に第1回年次報告書を提出済み)。

さらに、2008年には行動計画『援助効果アジェンダ(Aid Effectiveness Agenda)』を打ち出し、①援助のアンタイド化、②地理的集中の強化、③重点分野の絞込み、④現地勤務重視型への移行を順次進めている。

- (b) 重点国・地域:2009年2月に二国間援助の80%を20か国^(注)に集中させる旨発表。外交優先案件であるアフガニスタンのほかには、現政権の米州再重視政策を反映し、ハイチを筆頭とするラテン・アメリカ、カリブ海諸国の比重が高いことが注目される。

- (c) 重点分野:2009年5月に「食糧安全保障」、「持

続可能な経済成長」、「子供の未来・若者」の3つを優先テーマに指定。現在は特に食糧安全保障に注力している。

(ロ) 実績・予算等

- (a) カナダの2008年度の政府開発援助実績は、総合的な援助増大と世界銀行への拠出増額により昨年比12.2%増の47億ドル(ドナー諸国間で第9位)、対GNI比は0.32%(第16位)(DAC統計ベース:暫定値)。

カナダの政府開発援助予算は、1986年度に対GNI比が0.5%でピークに達して以来下降の一途を辿り、特に行財政改革の影響で1990年代を通じて大幅に削減され、2001年度には0.27%まで落ち込んだ。その後、自由党政権(当時)が2002年の開発資金閣僚会合(モンテレイ)において、IAE(International Assistance Envelope: カナダの国際援助予算。政府開発援助と異なり、二国間債務救済、州・地方自治体による援助、難民・途上国学生の補助等を含まない一方、東欧向け支援を含む)を毎年8%増額し2010年度末までに2001年度比倍増の50億カナダ・ドルとする、との目標を掲げたことを契機に増額に転じ、現在まで堅実な伸びを見せている。ただし、対GNI比0.7%の国連目標の達成期限は未定。

- (b) アフリカ支援については、2005年グレンイーグルス・サミットでの倍増公約を他のG8国より1年早い2008年度に達成済み(2003年度比倍増の21億カナダ・ドルを達成)。
- (c) 最大の二国間援助対象国であるアフガニスタンに対しては、2001年度から2010年度末までの10年間で総額19億カナダ・ドルの供与をコミットしている。

(ハ) 援助形態

- (a) カナダは、HIPC(重債務貧困国)イニシアティブ、パリクラブを通じた二国間債務救済、および1999年にカナダが他の債権国に先駆け立ち上げ

注:アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア、ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー、ウクライナ、バルスチナ自治区

たカナダ債務イニシアティブの3つのアプローチを通じて債務救済に取り組んでおり、1978年以来、総額13億カナダ・ドルの政府開発援助債務削減を実施。なお、有償資金協力は1986年以来行っていない。

- (b) カナダは近年援助のアンタイド化に注力しており、2002年にすべての開発援助（後発開発途上国に対する支援の一部を除く）をアンタイド化するとの現行方針を発表したのに続き、2008年4月には食糧援助の完全アンタイド化、さらに同年9月には2012年度末までにすべての援助をアンタイド化するとの方針を発表している。
- (c) 2002年から、援助効果向上の観点から、個別事業単位ではなく、より広範な開発計画を支援対象とするプログラムベースのアプローチ（PBA）への移行を積極的に推進。

(2) 実施体制

- (イ) 開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるカナダ国際開発庁（CIDA）<http://www.acdi-cida.gc.ca/index-e.htm>が管轄しており、2008年度の政府開発援助予算執行総額49億カナダ・ドルの約74%（36億カナダ・ドル）を計上している。ただし、事業実施の主体はNGO、大学、協会等を含むカナダの市民社会組織（援助の約90%）、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。

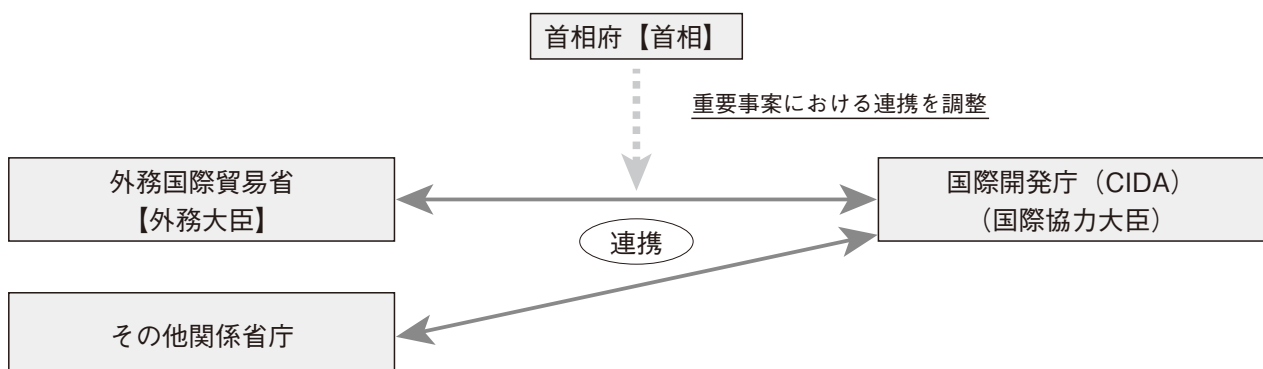
その他の主要連邦政府機関としては、債務救

済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省（政府開発援助予算執行総額の14%。以下同じ）、危機国における支援事業の中で国防省やCIDAの管轄外となるものを対象とする平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省（6%）、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とする公益法人であるカナダ国際開発研究センター（4%）などがある。

CIDAは外務省から分離して設置された政府機関であり、設置法が存在せず、法的には所管大臣である国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられているが、実質的には、対議会説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案詳細を毎年議会に提出するなど、独立性を維持している。

- (ロ) 援助政策の立案や支援に関する決定はCIDA主導で行うが、国際的に重要な事案（大規模自然災害、脆弱国復興支援等）に関しては、首相府の調整の下、関係省庁が連携して企画にあたる。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月に内閣委員会、およびそれをサポートするタスクフォースを枢密院に設置し、CIDA、外務省、国防省、公共安全省の間の連携を図っている。
- (ハ) CIDAの職員数は、1,870名、そのうち在外勤務は約170名（いずれも2008年確定値）。在外勤務の比率を高めることによって援助効果を向上させるため、2007年6月から大規模な組織改革に着手している。

援助実施体制図

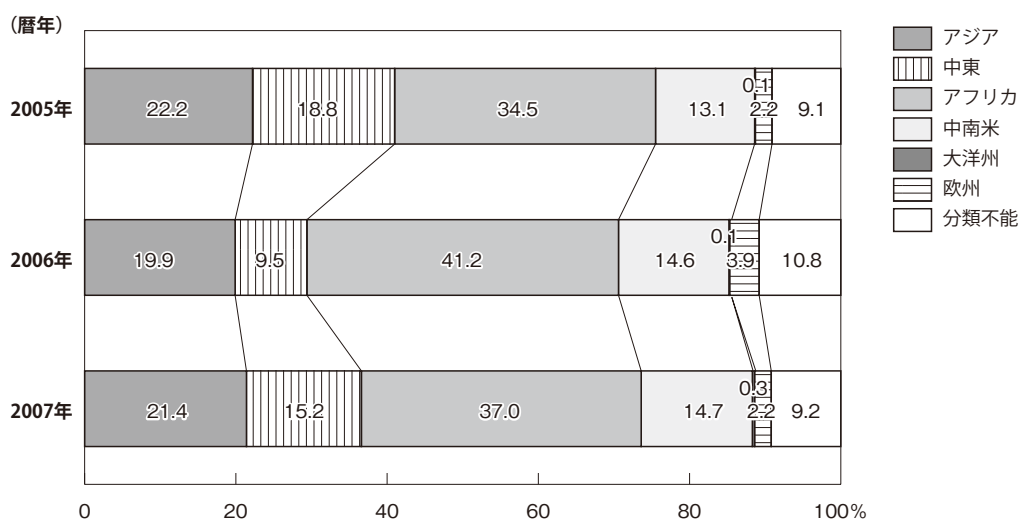


(1) 政府開発援助上位10か国

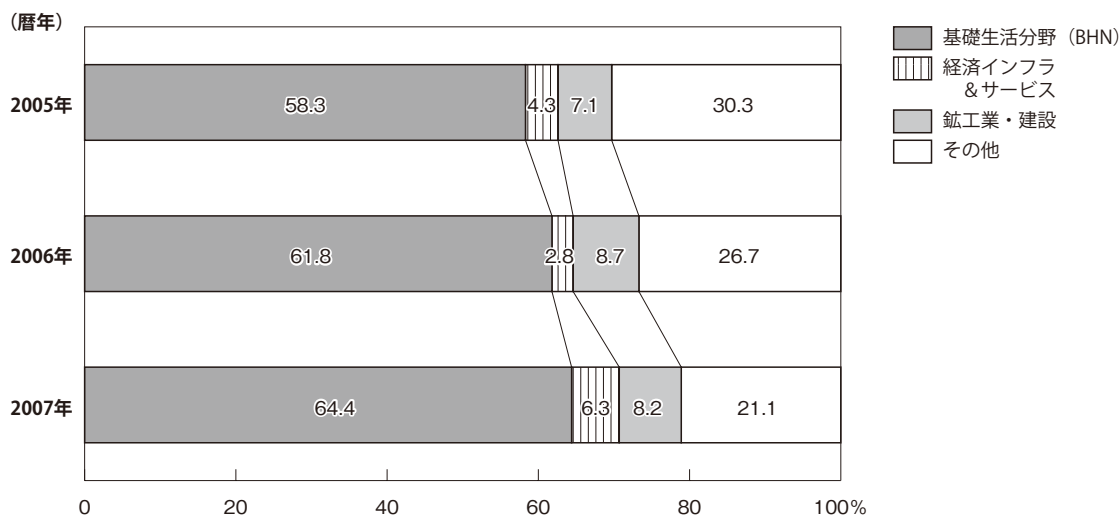
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イ ラ ク	385.53	13.61	1	カ メ ル ー ン	206.88	8.17	1	アフガニスタン	345.39	10.96
2	インドネシア	95.89	3.38	2	アフガニスタン	140.27	5.54	2	ハ イ チ	119.22	3.78
3	アフガニスタン	89.47	3.16	3	ハ イ チ	97.45	3.85	3	エチオピア	90.52	2.87
4	ハ イ チ	81.70	2.88	4	ス ー ダ ン	79.30	3.13	4	ガ ー ナ	78.57	2.49
5	エチオピア	64.93	2.29	5	エチオピア	62.48	2.47	5	ス ー ダ ン	70.78	2.25
6	モザンビーク	56.19	1.98	6	バングラデシュ	56.74	2.24	6	バングラデシュ	60.24	1.91
7	ガ ー ナ	51.73	1.83	7	ガ ー ナ	53.85	2.13	7	モザンビーク	57.34	1.82
8	パキスタン	51.08	1.80	8	セルビア	49.92	1.97	8	タンザニア	56.73	1.80
9	バングラデシュ	50.75	1.79	9	モザンビーク	49.36	1.95	9	マ リ	55.92	1.77
10	ザンビア	49.70	1.75	10	パキスタン	43.44	1.72	10	インドネシア	53.44	1.70
10位の合計		976.97	34.49	10位の合計		839.69	33.18	10位の合計		988.15	31.35
二国間政府開発援助合計		2,832.83	100.00	二国間政府開発援助合計		2,531.00	100.00	二国間政府開発援助合計		3,152.16	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ・太平洋)間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的發展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的發展を目指す(第2条)」としている。

さらに、1995年に策定された経済開発協力指針は、国際社会との協調を前面に掲げ、政治、経済、人道的な側面から、(a)対最貧国援助、(b)イタリアの安全保障に直接影響し得る途上国の安定強化、(c)地球規模問題解決、(d)貧困撲滅、(e)経済改革、特に、市場経済化、経済の自由化支援、(f)人道支援を政策目標としている。

(ロ) 援助規模

2008年の政府開発援助実績は48億5,461万ドルで、対前年比で22.3%増。また、政府開発援助の対GNI比も前年から0.3%増加し0.22%。

(ハ) 対象分野・実施方針

開発協力の主要な柱として、人間の尊厳の保護、経済成長と市場拡大を通じた協調を挙げ、具体的には国連による貧困削減に向けた取組への貢献、グッドガバナンス、人権および経済開発への参画のための途上国の組織強化に取り組むとしている。

最優先支援地域はサブ・サハラ・アフリカで、同時に中東、北アフリカ、アジア等への支援も継続する。優先分野は貧困削減、環境、持続可能な開発、再生可能エネルギー、保健、農業、ジェンダー等。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない。主な分野は農業、社会的弱者支援、保健等で、地域はサブサハラ・アフリカ、中南米、中東・地中海・バルカン等。

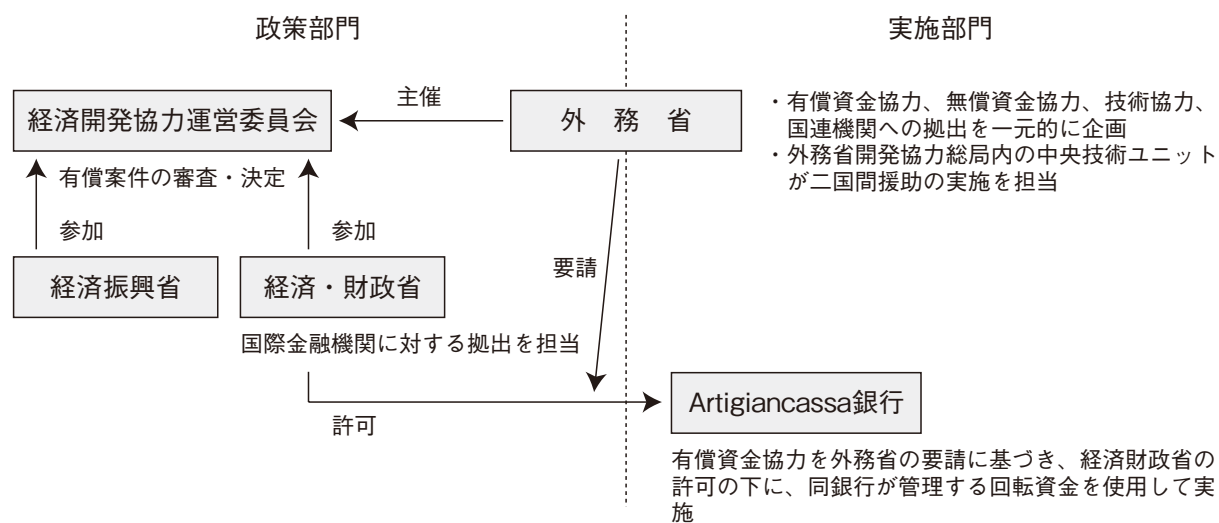
(2) 実施体制

1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償・無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の3分の2を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整メカニズムとしては、外務大臣が主催する開発協力運営委員会があり、100万ユーロ以上の援助案件は上記委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務省開発協力総局は13課2室(中央技術ユニットおよび評価ユニット)から構成され、職員数は485名(2009年6月)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに116名の経済協力専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に配置されている中央技術ユニットの在外部門(在外技術ユニット)には73名の専門家が配置されている。在外技術ユニットが設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、かつては政府機関の中期信用金庫が外務省の指示の下でこれを行っていたが、1997年に入札制度が導入され、民間銀行がこれらの業務を行っている。

援助実施体制図

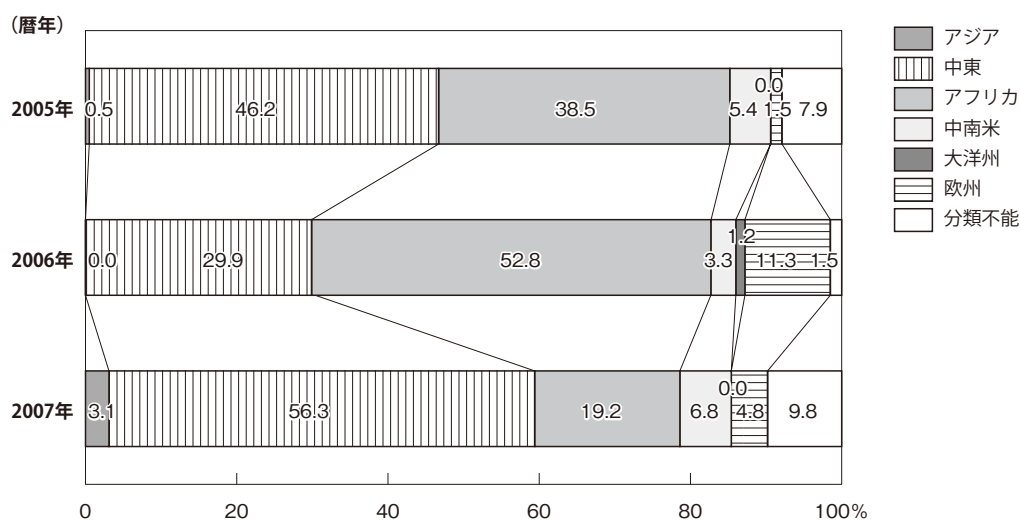


(1) 政府開発援助上位10か国

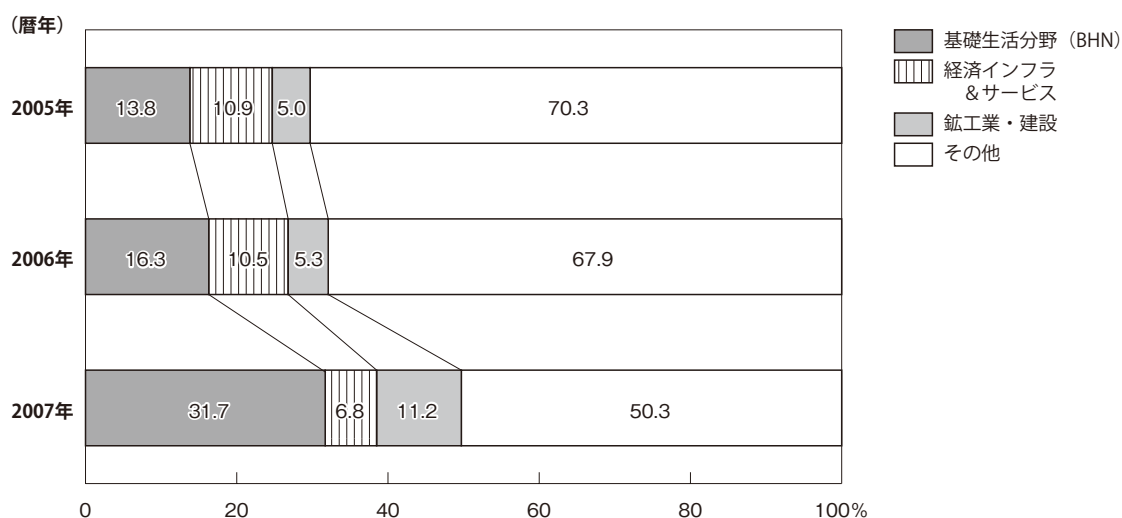
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イ ラ ク	953.71	42.02	1	ナ イ ジ ェ リ ア	754.98	37.73	1	イ ラ ク	480.93	37.86
2	ナ イ ジ ェ リ ア	529.62	23.34	2	イ ラ ク	485.18	24.25	2	モ ロ ッ コ	83.75	6.59
3	エ チ オ ピ ア	86.93	3.83	3	セ ル ビ ア	129.65	6.48	3	エ チ オ ピ ア	75.47	5.94
4	ニ カ ラ グ ア	80.96	3.57	4	エ チ オ ピ ア	105.39	5.27	4	レ バ ノ ン	65.41	5.15
5	コ ン ゴ 共 和 国	61.24	2.70	5	カ メ ル ー ン	63.63	3.18	5	ア フ ガ ニ ス タ ン	62.04	4.88
6	マ ダ ガ ス カ ル	51.00	2.25	6	ザ ン ビ ア	51.66	2.58	6	シ エ ラ レ オ ネ	44.31	3.49
7	モ ロ ッ コ	39.43	1.74	7	レ バ ノ ン	44.26	2.21	7	モ ザ ン ビ ー ク	42.58	3.35
8	ア フ ガ ニ ス タ ン	27.39	1.21	8	ア フ ガ ニ ス タ ン	32.50	1.62	8	中 国	42.13	3.32
9	エ リ ト リ ア	25.00	1.10	9	モ ザ ン ビ ー ク	30.24	1.51	9	セ ン ト ビ ン セ ン ト	41.41	3.26
10	ホ ン ジ ュ ラ ス	23.51	1.04	10	ア ル バ ニ ア	30.13	1.51	10	セ ル ビ ア	22.62	1.78
10位の合計		1,878.79	82.78	10位の合計		1,727.62	86.34	10位の合計		960.65	75.62
二国間政府開発援助合計		2,269.54	100.00	二国間政府開発援助合計		2,000.93	100.00	二国間政府開発援助合計		1,270.33	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



9 ノルウェー

(1) 援助政策等

貧困撲滅および開発促進のために、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で開発援助政策を実施している。援助資金はすべてがアンタイド、かつそのほとんどが無償である。また援助政策の基本原則として、相手国が何に重点を置いているかを念頭に置きつつ、援助資金の使途を相手国にすべて任せる手法が採用されている。

近年の援助実績は2005年179億ノルウェー・クローネ(NOK)、2006年190億NOK、2007年218億NOKと、毎年増額されてきている。なお、2009年の政府開発援助予算額は262億NOK(1NOKは約15円)となっている。

開発援助開始50周年を迎えた2002年、政府は「貧困削減に関する行動計画」を発表した。本計画ではMDGs達成のため、2005年までに援助額の対GNI比率を1%まで引き上げるとの目標の下予算編成においては年々対GNI比を引き上げ、2009年で1.00%を達成した。ただし、本目標は予想以上の経済成長を背景に実績ベースでは予算上の比率にも達していない(2005年0.93%、2006年0.89%、2007年0.90%、2008年0.88%)。

伝統的に国際機関、特に国連を通じた援助を重視している。2007年実績で見ると、国際機関への拠出は総額の23%、国際機関を通じた二国間援助は25%、二国間直接援助は47%であった。

現政権は援助政策の優先分野として(イ)気候変動、環境および持続的開発、(ロ)平和構築、人権および人道支援、(ハ)女性および男女共同参画、(ニ)石油および新エネルギー分野、(ホ)グッド・ガバナンスおよび腐敗対策の5項目を掲げている。また近年では上記項目に加え、保健医療分野、特に幼児死亡率削減および感染症対策も強化している。

上記(イ)に関し、政府は2006年6月、今後10年間の環境に係る開発援助の方向性を示した「環境開発行動計画」を策定した。同計画では貧困撲滅と世界の開発問題解決のためには環境問題の解決が必要であり、かつノルウェーがこの分野で世界をリードしたいとの意

思を表明した。

また上記(ニ)および(ホ)に関しては、資源国としての経験を踏まえ、石油・天然ガスを有していながら低開発に甘んじている国に対し、資源開発、収入管理、環境保護について、蓄積したノウハウを普及させることを目的として、研修や専門家派遣等の技術協力を行っている(「開発のための石油(Oil for Development)プログラム」)。また、採取産業透明性イニシアティブ(EITI:石油、ガス、鉱物等の資源開発を行う際に、開発企業(採取産業)が資源保有国(EITI実施国)に支払われる税金、ロイヤルティといった支出と資源保有国の収入を公表することにより、その透明性を向上させるというイニシアティブ)にも力を入れ、事務局を誘致するなど支援国として積極的に活動するほか、2009年には先進国で唯一のEITI実施国となり他国への例を示すべく活動している。

2007年、最大の二国間援助対象地域はアフリカ(二国間援助総額の34%)であり、次いでアジア・大洋州地域(20%)、中南米(9%)、中東(6%)、欧州(4%)の順であった。また国・地域別では合計109か国・地域に援助を供与し、援助額の上位3か国・地域は多い順にスーダン、タンザニア、パレスチナ地域であった。

現在、マラウイ、タンザニア、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュおよびネパールの7か国を「主要援助受取国(Main Partner)」と定め、これらの国に対し長期的計画に基づく継続的かつ重点的な援助を実施している。またこのほかにも人道的観点を重視、アフガニスタン、スリランカ等に対する援助も行っている。

(2) 実施体制

外務省が政府開発援助を所掌する。このほか援助実施・評価機関としてノルウェー開発協力庁(NORAD:Norwegian Agency for Development Cooperation)、また関連機関としてノルウェー開発途上国投資資金(NorFund:Norwegian Investment Fund for Development Countries)がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における

援助関係者は在外の大使館における援助関係要員も含め約560名(2008年3月現在)である。外務省はかつての開発協力省をその機構に取り込んでおり、外務大臣および開発援助大臣(現大臣は環境大臣を兼務)の2大臣が外務省内に存在する。両大臣の協議を経て、外務省によって援助政策の立案、国ごとの援助戦略の策定、多国間援助および二国間援助を実施している。対外援助は重要な外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含めた援助政策は上記2大臣と議会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要となっている。

NORADは2004年以降、援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施している。またNORADは、援助に関する専門技術の育成について中心的な役割を担うとともに、援助が効率的に実施されるよう専門的な助言お

び情報提供を行う。NORADは235名(2008年3月現在)の人員を擁する。

またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を行う。2007年12月末現在、NorFundの資本金(毎年国の政府開発援助予算から繰入れ)は40億NOK、2006年の投融資案件は60件(中南米地域52%、アジア・太平洋地域37%、アフリカ地域7%、その他4%)となっている。

● ホームページ

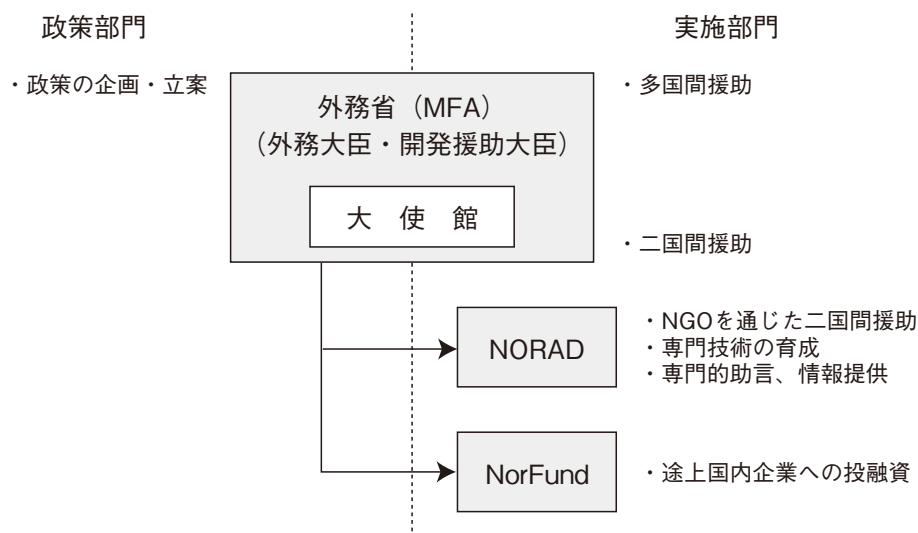
- ・ノルウェー外務省:

<http://www.regjeringen.no/en/dep/ud.html?id=833>("Development Cooperation"のページを参照)

- ・NORAD : <http://www.norad.no/>

- ・NorFund : <http://www.norfund.no/>

援助実施体制図

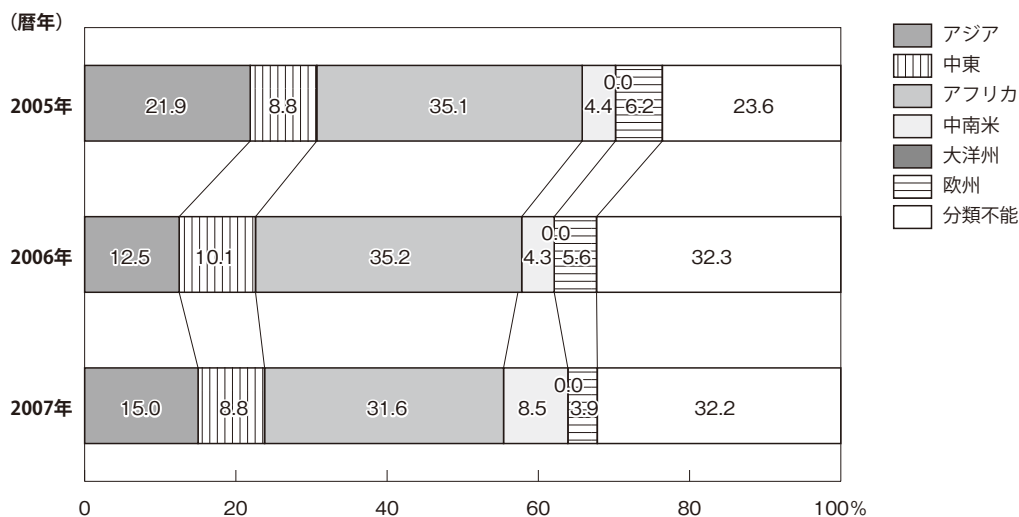


(1) 政府開発援助上位10か国

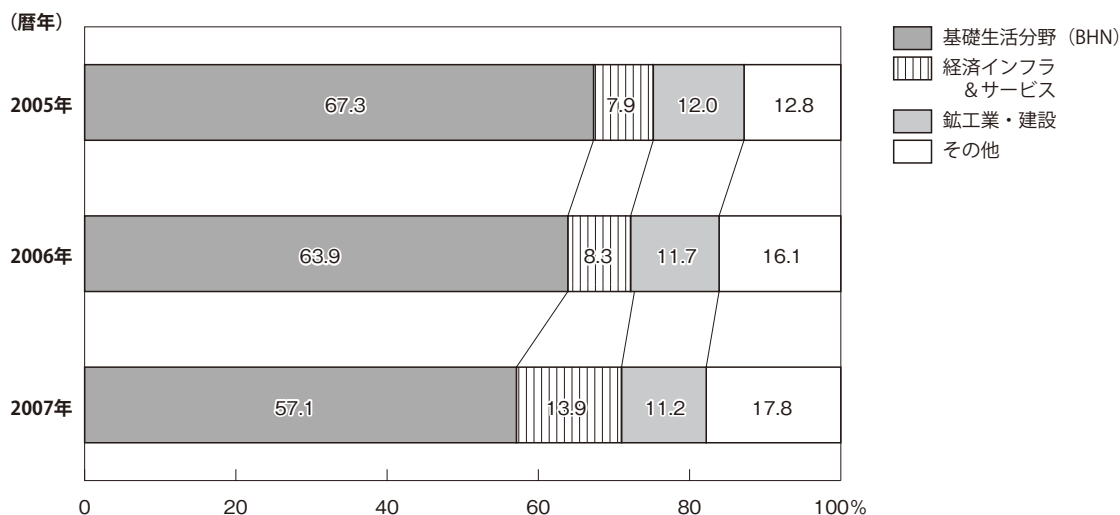
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国 名	2005年		順位	国 名	2006年		順位	国 名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	スーダン	98.69	4.86	1	スーダン	106.94	4.87	1	スーダン	119.71	4.15
2	パキスタン	82.68	4.07	2	パレスチナ自治地域	87.76	3.99	2	タンザニア	114.29	3.96
3	パレスチナ自治地域	74.00	3.64	3	タンザニア	75.37	3.43	3	パレスチナ自治地域	106.16	3.68
4	モザンビーク	67.94	3.34	4	アフガニスタン	69.68	3.17	4	アフガニスタン	94.42	3.28
5	スリランカ	65.98	3.25	5	ザンビア	66.22	3.01	5	ペルー	94.39	3.27
6	タンザニア	60.30	2.97	6	モザンビーク	64.25	2.92	6	モザンビーク	80.13	2.78
7	アフガニスタン	59.95	2.95	7	ウガンダ	50.46	2.30	7	フィリピン	78.97	2.74
8	マラウイ	49.09	2.42	8	マラウイ	50.26	2.29	8	ザンビア	74.42	2.58
9	ザンビア	48.97	2.41	9	エチオピア	41.80	1.90	9	ウガンダ	69.77	2.42
10	ウガンダ	45.53	2.24	10	スリランカ	37.28	1.70	10	マラウイ	54.83	1.90
10位の合計		653.13	32.13	10位の合計		650.02	29.58	10位の合計		887.09	30.77
二国間政府開発援助合計		2,032.52	100.00	二国間政府開発援助合計		2,197.57	100.00	二国間政府開発援助合計		2,882.71	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を既に達成している国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2008年度も対GNI比0.82%を達成、2009年度予算においても同水準が維持される。

デンマーク外務省は毎年、今後5年間で展望した援助活動方針を改訂しているが、2008年8月に発表した2009～2013年の新方針「デンマーク開発援助に関する政府優先事項」では、引き続き「アフリカ支援」、「環境・気候変動」、「女性の権利と機会」、「民主主義・人権」、「脆弱国家支援」、「HIV/エイズ対策」を優先課題として挙げている。なかでも「環境・気候変動」、「女性の権利と機会」については、各々2009年から2010年にかけて予算倍増を図る方針を明記した。

また、2008年開発援助方針の総括報告書「デンマーク開発援助:目標から成果まで(From Goals to Results in Danish Development Assistance)」においては、開発途上国における貧困の撲滅に向けた取組全体を通じて、並行的に実現すべき重要課題として、(a)男女平等(女性の権利、社会参加等)、(b)民主化・人権・良い統治の実現、(c)環境、の3つの課題を掲げている。また同報告書では、個々のドナーによる援助と、持続可能な経済社会の構築という長期的課題との調和、多国間協調の重要性が指摘されている。

デンマークの開発援助の大半は一般財政支援・セクター財政支援等プログラム型であり、この背景には、被援助国側のオーナーシップのかん養というねらいや、被援助国側のニーズや優先順位を、援助国側の「顔」の鮮明さに優先させる姿勢がある。

(ロ) 援助対象地域

政府は2009年5月、およそ1年間の検討・討議を経て「アフリカ委員会」報告書を発表、若者のための雇用創出促進に向け、国際機関やドナー諸国等との連

携の下、中小企業向けローンの実施、エネルギーの持続的供給の実現、アフリカ諸国の競争力強化、起業支援、中等教育・研究・職業訓練支援等の推進につき提言を行った。政府は同報告書のフォローアップのために独自予算を留保、提言の実現に向けたロードマップの作成を進めている。

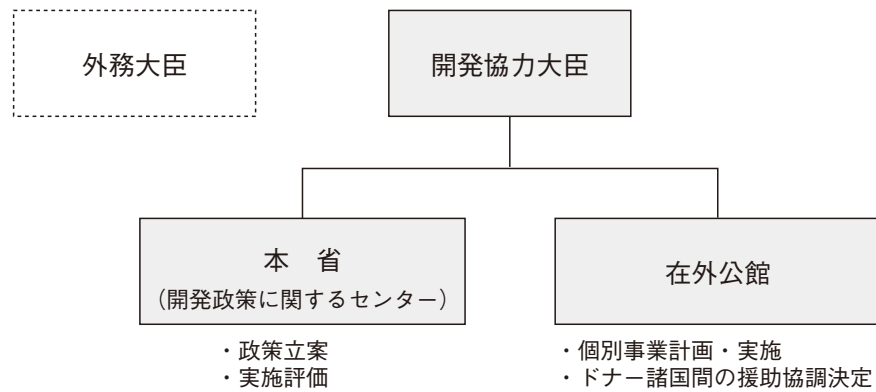
2007年度政府開発援助実績における二国間援助の比率は65.2%であり、そのうち約60%がアフリカ諸国に充てられている。二国間援助については、アフリカ10か国(ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ザンビア、タンザニア、ブルキナファソ、ベナン、マリ、モザンビーク)、アジア・中南米6か国(ネパール、バングラデシュ、ブータン、ベトナム、ニカラグア、ボリビア)の計16か国を「プログラム・カントリー」に指定し、集中的な援助を実施している。

(2) 実施体制

デンマーク外務省は2009年6月に大々的な機構改革を行い、これにより従来の北総局・南総局の二本立ての組織は、地域および案件ごとのセンター型組織に再編された。外務省における外務大臣と開発協力大臣の2大臣制は従来どおりであり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣の下で一元的に担当され、DANIDA(Danish International Development Assistance)と総称される。開発援助に関する業務は「開発政策に関するセンター」が中心となり実施することとなったが、本省が優先課題等の全体戦略を立案する一方、個別事業の計画・実施は在外公館(援助対象国所在の大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。これにより、非援助諸国やドナー諸国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調が可能となることから、援助の効率性向上につながっている。

NGOの活用については、援助総額の約7%がデンマークのNGOを通じて実施されている。政府は2000年に発表した「市民社会戦略」においてNGOを通じた援助のチャネルを拡大する方針を打ち出す一方、2006年から政府資金が提供される事業の実施に当たり、事業予算の10%をNGOが自己調達する要件を課し、NGOの自活能力の向上を促している。

援助実施体制図



デンマーク外務省ウェブサイト：

<http://www.um.dk/en>

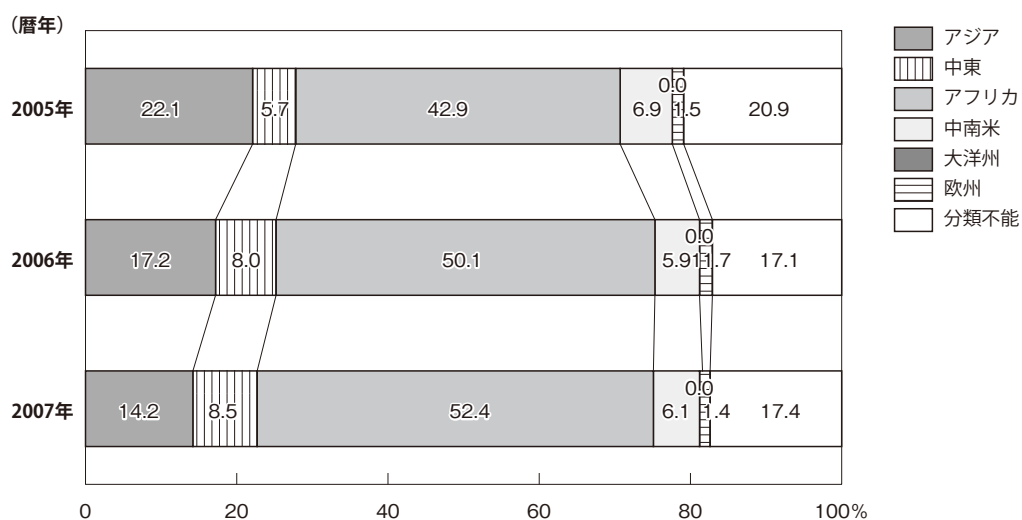
(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

(1) 政府開発援助上位10か国

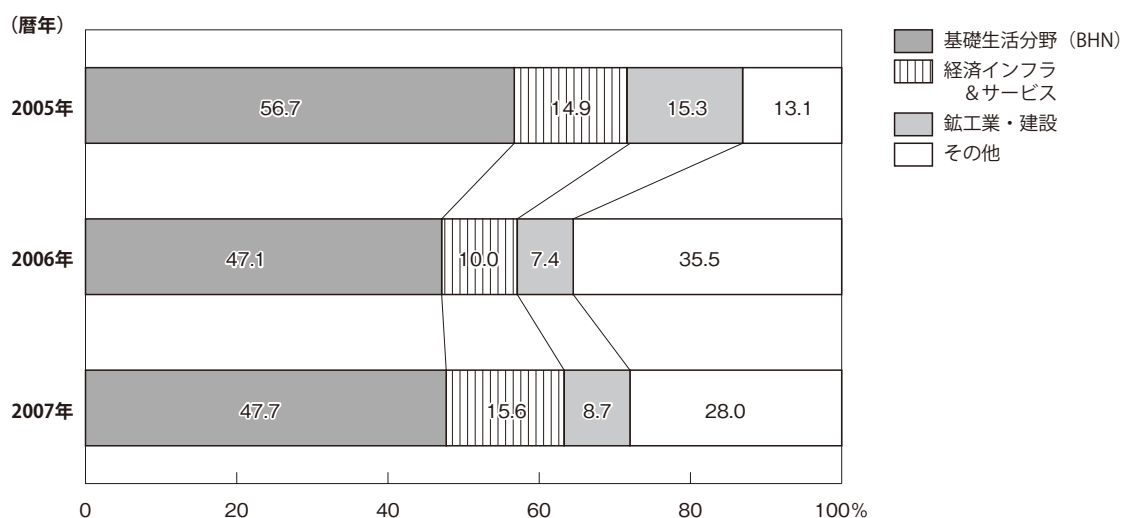
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	タンザニア	84.73	6.24	1	タンザニア	95.31	6.51	1	ウガンダ	109.85	6.66
2	ベトナム	72.46	5.34	2	ナイジェリア	85.23	5.82	2	ナイジェリア	95.64	5.79
3	モザンビーク	64.87	4.78	3	ウガンダ	78.50	5.36	3	モザンビーク	92.39	5.60
4	ウガンダ	63.72	4.69	4	モザンビーク	71.07	4.85	4	タンザニア	90.07	5.46
5	ガーナ	56.07	4.13	5	ベトナム	71.03	4.85	5	ベトナム	82.54	5.00
6	バングラデシュ	50.36	3.71	6	ガーナ	64.34	4.40	6	ガーナ	72.13	4.37
7	ブルキナファソ	48.79	3.59	7	ザンビア	48.66	3.32	7	ザンビア	49.85	3.02
8	ザンビア	48.43	3.57	8	バングラデシュ	44.05	3.01	8	ネパール	49.48	3.00
9	ニカラグア	36.67	2.70	9	ケニア	43.66	2.98	9	ケニア	46.90	2.84
10	ベナン	35.87	2.64	10	ニカラグア	42.67	2.91	10	ベナン	44.64	2.70
10位の合計		561.97	41.40	10位の合計		644.52	44.03	10位の合計		733.49	44.44
二国間政府開発援助合計		1,357.48	100.00	二国間政府開発援助合計		1,463.91	100.00	二国間政府開発援助合計		1,650.52	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



11 オーストラリア

(1) 援助政策等

2007年11月に11年ぶりに政権を奪回した労働党政権は、オーストラリアの政府開発援助を2015年から2016年までに国内総生産(GNI)比0.5%まで増額するとの選挙公約の実現に向け、2008～2009年の政府開発援助をGNI比0.33%に拡大したほか、2009～2010年政府開発援助予算を同0.34%、2010～2011年予算を同0.35%、2011～2012年予算を同0.37%、2012～2013年予算を同0.40%へと拡大していくことを約束している。

労働党ラッド政権は、貧困削減と持続可能な開発を実現するため、ミレニアム開発目標(MDGs)の早期達成を目標とし、教育、保健、輸送・水供給・公衆衛生等インフラ整備、地域発展等に重点を置いた開発援助を行っている。また、昨年の世界経済危機発生後には、危機に対応するため既存の援助プログラムを見直すタスクフォースを立ち上げ、基本サービスの普及と脆弱なコミュニティの支援のためのアクションプランを策定するなど、地域開発、インフラ整備、金融サービス等民間セクターの開発などを通じて雇用創出や広範な経済成長の回復に重点を置いた支援を進めている。

地域別に見ると、アジア太平洋地域、特にインドネシアやパプアニューギニアへの支援が占める割合が大きい。2008年、ラッド首相はPNGを訪問した際に「ポート・モレスビー宣言」を発表し、オーストラリアは今後それぞれの太平洋島嶼国との間で「開発のための太平洋パートナーシップ」に署名し、相互の尊敬と責任を基礎として島嶼国のガバナンス向上、インフラ整備、保健および教育支援にコミットしていくとの立場を示している。また、2009年8月にはオーストラリアが議長を務めた太平洋諸島フォーラムにおいて「大洋州地域における援助協調を強化するためのケアンズ・コンパクト」に合意し、オーストラリアが議長を務める向こう1年を通じて同コンパクトの実施に向けた環境整備を進めることに意欲的である。また、アフガニスタン、パキスタン、アフリカへの支援を強化している。

なお、2009～2010年度予算の援助総額は38億1,880万オーストラリア・ドルで前年度比2.0%増である。分野別では、良い統治、教育、健康、インフラ整備の順

に拠出が多く、国別では、インドネシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島の順となっている。

(2) 実施体制

1995年3月に設置されたオーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、行政上は独立した機関であるが、AusAID長官は援助政策策定・実施において外務大臣の直接の指示を仰ぐ立場にある。なお、同長官は組織運営の観点からは外務貿易次官の指揮下に入る。AusAIDは対外援助政策の企画・立案を所掌しているが、対外援助の最終的な責任大臣は外務大臣であるため、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。AusAIDが対外援助政策を策定するに当たっては、機微な問題や政策的な問題については外務貿易省に報告し、助言を得ている。関係省庁との関係では、定例の省庁横断的な調整会議は存在しないが、必要に応じて省庁間会議(Inter Departmental Committee)を開催し、連携を保っている。また、実際の援助実施を円滑にするため、AusAIDと主要省庁(農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省)との間で戦略的パートナーシップ協定(Strategic Partnerships Agreements)が締結されている。援助活動におけるパートナーとしてNGOを積極的に取り込むために、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うプログラム(ANCP)を実施している。

AusAIDは国内事務所1か所、海外事務所25か所を有し、定員はオーストラリア国内624名、在外107名の合計731名(2009年6月現在。2008～2009年年次報告)である。海外においてAusAIDの海外事務所と在外公館が併存する場合には、AusAIDが一義的に援助を担当するが、AusAIDの事務所が存在しない国においては、在外公館の職員が援助を担当する。2009～2010年度予算のうち33億3,400万オーストラリア・ドルがAusAIDに割り当てられている。

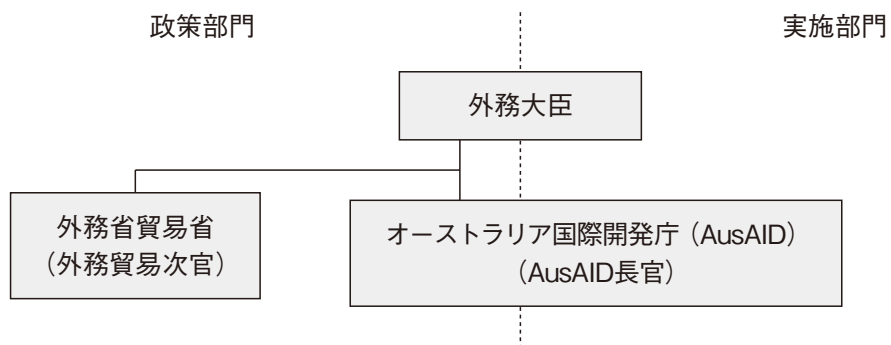
● 書籍等

● 「Australian Agency for International Development Annual Report」(年次報告書)を毎年発行

● ホームページ

● AusAIDのホームページアドレス:<http://www.ausaid.gov.au/>

援助実施体制図

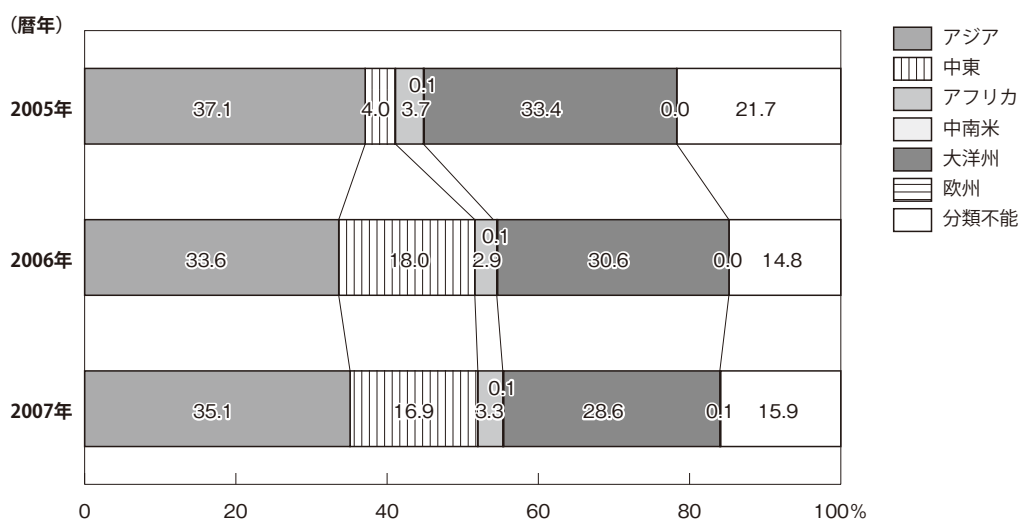


(1) 政府開発援助上位10か国

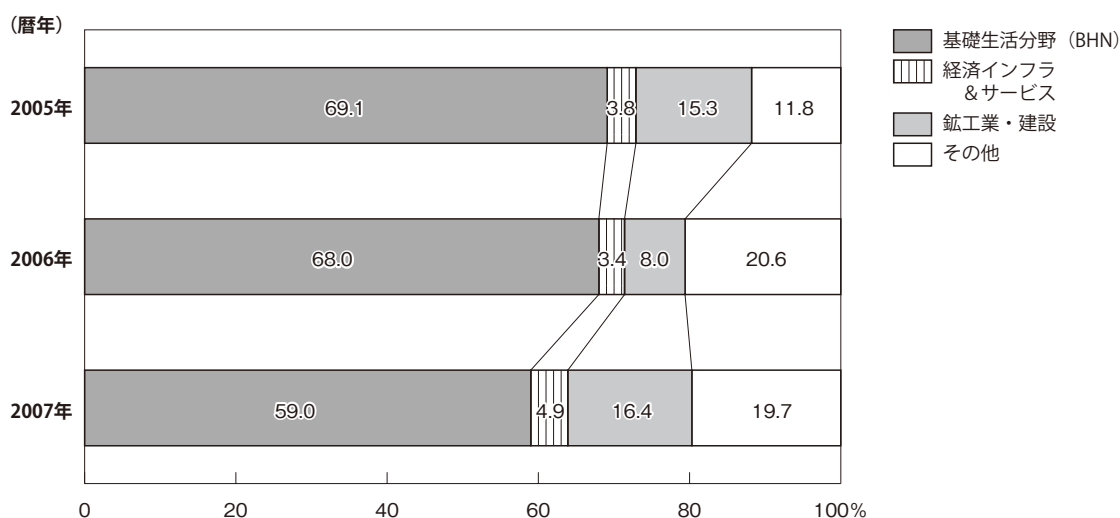
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	パプアニューギニア	233.71	16.13	1	イ ラ ク	274.61	15.29	1	インドネシア	335.06	14.77
2	インドネシア	184.67	12.74	2	パプアニューギニア	242.17	13.48	2	イ ラ ク	300.62	13.25
3	ソ ロ モ ン	143.02	9.87	3	インドネシア	240.23	13.38	3	パプアニューギニア	281.35	12.40
4	ベ ト ナ ム	50.85	3.51	4	ソ ロ モ ン	146.42	8.15	4	ソ ロ モ ン	201.82	8.90
5	ス リ ラ ン カ	43.27	2.99	5	フィリピン	52.18	2.91	5	東ティモール	83.35	3.67
6	フィリピン	43.10	2.97	6	ベ ト ナ ム	48.45	2.70	6	フィリピン	67.61	2.98
7	東ティモール	38.02	2.62	7	東ティモール	46.08	2.57	7	ベ ト ナ ム	63.11	2.78
8	中 国	34.75	2.40	8	中 国	34.55	1.92	8	アフガニスタン	50.25	2.22
9	カンボジア	28.39	1.96	9	カンボジア	33.10	1.84	9	中 国	46.81	2.06
10	イ ラ ク	24.56	1.69	10	パキスタン	29.40	1.64	10	バングラデシュ	35.15	1.55
10位の合計		824.34	56.89	10位の合計		1,147.19	63.87	10位の合計		1,465.13	64.60
二国間援助合計		1,449.00	100.00	二国間援助合計		1,796.03	100.00	二国間援助合計		2,268.05	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



(1) 援助政策等

(イ) 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

(a) 外交政策上援助協力の重要性は高い。優先課題は、受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発に重点を置き、それを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。ブラジル政府の技術協力の定義は「被援助国の国民に対し、生活水準の向上・改善、持続的開発および社会開発に貢献する上でポジティブなインパクトを与える重要な戦略的パートナーシップのオプション」である。

(b) 政府開発援助というよりも、途上国間協力といった意味合いが強い。その目的としては、ブラジルと開発途上国間の関係緊密化の促進、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及および活用を掲げている。

(ロ) 援助政策における特徴

(a) 新興援助国と受益国としての側面を持つ。南南協力を特化した部署を外務省国際協力庁(ABC)内に設置しているが、開発途上国間の協力といった意味合いが強く、ルーラ現政権では、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景として、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱とし、相互扶助を基本としている。

(b) また、温帯地域に属する先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、南米における旧植民地国家、ポルトガル語国家である等の特性を活かした支援を行っている。具体的には、①近隣諸国およびラテン・アメリカ諸国への協力、②ポルトガル語圏諸国への協力(ポルトガル語圏アフリカおよび東ティモール)、③広域協力:メルコスール諸国と共同で設置した技術協力審議会(CCT)等を通じた、メルコスール諸国共同での協力の模索、④同様に、ポルトガル語圏諸国共同体(CPLP)レベルでの広域協力の推進(実質的には上記②と同義の内容になっている)、⑤インド・ブラジル・南アフ

リカ共和国合同フォーラム(IBSA)の開催(科学技術、保健、貧困対策等についての技術協力実施検討)等。

(c) 援助における重点セクターとしては、①農牧業、②エネルギー・バイオ燃料、③環境、④保健、⑤社会開発、⑥教育・職業訓練、⑦公共行政・運営、⑧情報技術・電子ガバナンス、⑨防災、⑩都市開発、⑪運輸交通、が挙げられている。

(ハ) 三角協力

技術協力の実施に当たり、近年ブラジルは新しい三角協力の枠組を模索してきている。三角協力を推進することで、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

(a) 日本との連携

① 過去の日本による技術協力でカウンターパートとなったブラジルの機関が、その技術を第三国に普及することを基本的な目的とし、「第三国研修(TCTP)」を行っている。1985年の開始以来、これまで多数のコースを実施しており、当初は中南米諸国を対象とするコースが主であったが、近年はポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とするコースも増えている。なお、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム(JBPP)」が開始された後は、第三国研修はJBPP中の1スキームとして位置付けられるようになっている。

② 日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することの促進を目的として、JBPPが2000年3月に署名され、2007年に第一号の第三国共同プロジェクト、第一号の共同セミナーが開始された。なお、JBPPは[1]TCTP、[2]ブラジルまたは第三国における共同セミナー、[3]第三国における共同プロジェクトの3スキームからなる。※2009年9月には日本、ブラジル、モザンビークが農業開発分野で協力する三国間協力基本枠組合意が締結された。

(b) 国際機関との連携

ABCには多国間協力総合調整部(CGRM)が設置され、主に国際機関と連携した三角協力を推進している。たとえばハイチでは、世界銀行と連携し学校給食プロジェクト、ワクチン接種プロジェクト等を実施している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、二国間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

(2) 実施体制

(イ) 主務官庁としての外務省

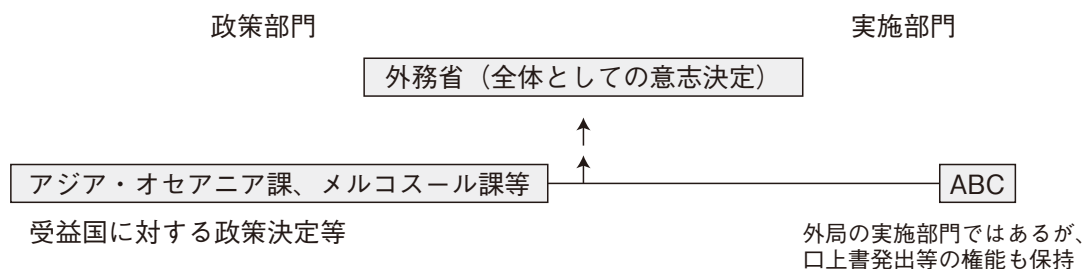
- (a) これまで、国際協力は大統領府企画局国際協力副局(SUBIN)と外務省国際協力局が並行して管轄しており、前者が協力の技術的实施(案件発掘、分析、評価およびモニタリング)を担当し、後者が技術協力の政治的管理を行っていたため、協力統括者が二分化していたが、両権能を統合したブラジル国際協力庁(ABC)が1987年に発足するに従い、外務省が主務官庁として確定した。

- (b) ABCの機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力並びにブラジルおよび途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

(ロ) 実施機関

- (a) ABCはブラジルの外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。
- (b) ABCは次の部門により構成されている。①開発途上国間協力総合調整部(CGPD)、②二国間協力受入総合調整部(CGRB)、③多国間協力総合調整部(CGRM)、④農牧業・エネルギー・バイオ燃料および環境協力総合調整部(CGMA)、⑤情報技術・電子ガバナンス・防災・都市開発および運輸交通協力総合調整部(CGTI)、⑥保健・社会開発・教育および職業訓練協力総合調整部(CGDS)、⑦プロジェクト管理・運営企画総合調整部(CGAP)

援助実施体制図



(1) 援助政策等

(イ) 概況

中国の対外援助は1950年から始まった。中国政府は、無償援助、無利息借款、優遇借款、等を通じてアフリカ、アジア、東欧、ラテン・アメリカ、南太平洋地域の160余りの国家に援助を提供し、工業、農業、交通、通信、教育、衛生、公共インフラ等の分野における各種プロジェクトを実施している。また、技術者の派遣および研修員の受入れ、災害時の緊急人道支援、医療チームの派遣、青年ボランティアの派遣等も行っている。

(ロ) 対アフリカ援助

- (a) 中国の対外援助においてアフリカは重点地域として位置付けられている。
- (b) 中国政府は、中国とアフリカの関係について、相互に助け合い、相互に利益をもたらす関係にあること、同様の歴史的境遇を有し、今日のグローバル化のなかでまた同様に発展の課題に直面していること、中国・アフリカ関係は、南南協力の重要な構成要素であること、中国とアフリカ双方および開発途上国全体としての利益、世界全体の平和、安定および発展に資するもの、等の点を強調している（たとえば、2006年11月、中国・アフリカ協力フォーラム開催に際しての劉建超^{リウケンチャウ}外交部報道官の記者会見における発言）。
- (c) 2006年の「中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット」^{こきんとう}では胡錦濤国家主席が中国の対アフリカ協力の柱とされる8項目^(注1)を発表した。その後、2009年11月にエジプトで開催された「第4回中国・アフリカ協力フォーラム閣僚会合」^{おんか}において、温家宝^{ほんか}國務院総理は、既に上記8項目はすべて履行されたと述べ、今後3年で実現させる以下新8項目を発表した：①中国・アフリカの気候変動パートナーシップの設立。気象衛星観測、新エネルギー開発

利用、砂漠化の防止、都市環境保護などの分野で協力を強化。太陽エネルギー、メタンガス、小型水力発電等の100のクリーンエネルギープロジェクトを援助。②科学技術協力を強化し、「中国・アフリカ科学技術パートナー計画」を開始する。③アフリカ諸国に100億ドルの優遇借款を提供。中国と国交のある重債務国と最貧国に対する、2009年末までに支払期限となっている未払いの政府無利息借款の債務を免除。④アフリカ産品に対し市場開放を拡大。中国と国交のある最貧国の95%の産品に関税免除の待遇を漸進的に与える。⑤農業協力をさらに強化。アフリカ諸国に農業模範センターを20か所にまで増設し、50の農業技術チームを派遣し、2,000名の農業技術人員を養成し、アフリカ諸国の食糧安全実現能力を向上させる。⑥医療衛生協力を深化させる。アフリカの30か所の病院と30か所の疾病予防センター支援のため、5億元相当の医療設備と抗マラリア物資を提供。⑦人力資源開発と教育協力を強化し、アフリカ諸国のため友好学校の援助、教師の養成、中国政府奨学金の定員拡充、人材養成を行う。⑧人文交流を拡大し、「中国・アフリカ共同研究交流計画」を実施する。

(ハ) 対外援助実績

- (a) 中国統計年鑑(2009年版)によれば、2008年の「対外援助支出」は125.59億元で前年比11%増。ただし、中央財政支出全体に占める割合は0.97%から0.94%に微減。
- (b) 中国商務年鑑(2009年版)には、2008年の中国の対外援助に関し、次の実績が照会されている：
 - ①中国政府は97の国と地域組織と援助協定を締結、②フルセット型プロジェクト(中文:成套項目)については、新たにコミットしたプロジェクトが90(トンガのバイブア大橋、ガボンの体育場等)、建設中の

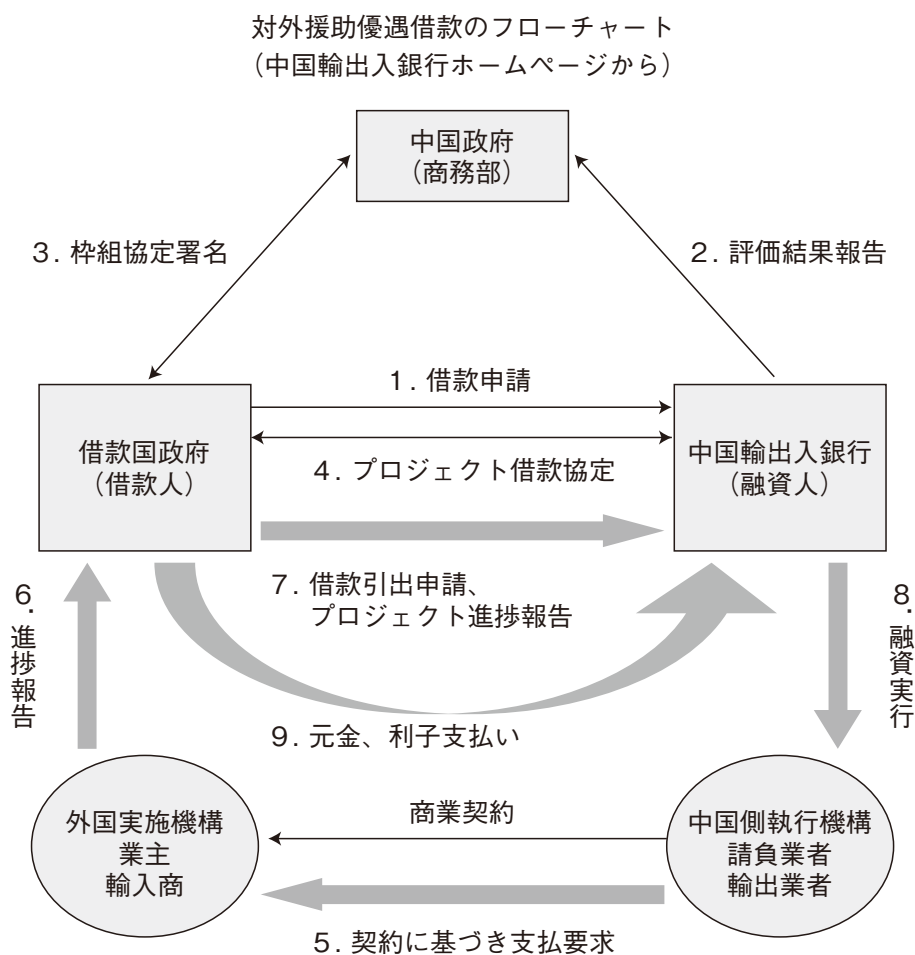
注1: ①対アフリカ援助を2009年までに2006年の2倍にする、②今後3年間アフリカ諸国向けに30億ドルの優遇借款および20億ドルの輸出信用を提供する、③中国企業の対アフリカ投資を奨励および支持するために中国・アフリカ開発基金を設立し、基金総額は段階的に50億ドルまで増やす、④アフリカ諸国の共同発展および一体化のプロセスを支持するため、AU会議センターの建設を支援する、⑤中国と外交関係を有するすべての重債務貧国およびLDCの2005年末までの無利子政府貸付で生じた債務を免除する、⑥中国と外交関係を有するLDCからの輸入品に対する無税措置の対象品目を190から440に増やし、中国市場をアフリカに対し一層開放する、⑦今後3年間で3～5の域外経済・貿易協力地域をアフリカ諸国内に設立する、⑧今後3年間で、1万5,000人の専門家を育成訓練し、農業、医療、教育等の分野で協力する。

プロジェクトが86(アフリカ連合会議センター、セネガルの国家劇場等)、完成したプロジェクトが48(トルクメニスタンのビロード工場、マダガスカルの国際会議センター等)、③物資援助は136回、④117の技術協力プロジェクトを実施、⑤23か国に対し緊急人道主義援助を25回提供、⑥347の研修を実施し、1万1,090人を養成、⑦青年ボランティア47名を派遣、⑧35の対外援助優遇借款プロジェクトをコミット。

(2) 実施体制

- (イ) 対外援助は、商務部の対外援助司(<http://yws.mofcom.gov.cn>)が主管。同部門は、中国の対外援助政策・計画の策定・実行、政府間の援助事務の処理、対外援助プロジェクトの監督・検査等を行っている。商務部が発行する年次報告書としては「中国商務年鑑」がある。
- (ロ) 中国政府の対外援助優遇借款については、中国輸出入銀行(<http://eximbank.gov.cn>)を通じて実施している(商務部との関係は「対外援助優遇借款のフローチャート」を参照)。

援助実施体制図



14 インド

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

開発援助は外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられ、2008年度の修正予算では、219.4億ルピー（約438億円）が外国への技術・経済協力として計上され、うち、139.4億ルピーが無償資金協力、80億ルピーが有償資金協力となっている（別添(1)参照）。援助国・地域の選定に当たっては、近隣諸国と南南協力の視点が重視されており、バングラデシュ、ブータン、ネパール、スリランカ、モルディブ、ミャンマー、アフガニスタン等近隣諸国に対して援助額の約85%が供与され、その他の約15%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等の地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2008年度には全援助資金の39%を占める85.4億ルピー（うち、55.4億ルピーが無償資金協力、30億ルピーが有償資金協力）が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

(ロ) 開発援助内容

(a) 技術協力

- 全世界158か国とパートナー関係を結び、約200の研修コースに年間約5,000名の研修生をインド国内に受け入れ、情報技術、財政、会計検査、銀行業務、教育、計画・行政、犯罪記録、織物、地方電化、地域開発、眼科機器、中小企業・企業家開発等の研修を実施している。また、軍関係者研修（2008年度757名の受入れ）も実施している。研修受入れ機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関並びに民間企業等43機関である。
- インド人専門家の国外派遣も実施しており、2008年度には、情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、人口統計、公共団体行政、織物等の分野において、45名のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(b) 主な開発プロジェクト

2008年度は、情報技術、中小企業、公共建設、職業訓練等の分野で以下のプロジェクトが実施さ

れた。

- ラオスにおける情報技術分野のキャパシティビルディング向上計画
- インドネシアにおける行政職大学設立計画
- ラテン・中央アメリカ諸国（エルサルバドル・ホンジュラス・ニカラグア）における情報技術研修センター協力計画
- インド・モルディブ友好観光研究学部建設計画
- ジンバブエにおける中小企業開発計画（機器の供与と研修生受入れ）

(c) 開発調査

- アンティグア・バーブーダにおけるソフトウェア技術団地建設
- サウジアラビア、シリアにおける情報技術センター建設

(d) 緊急援助

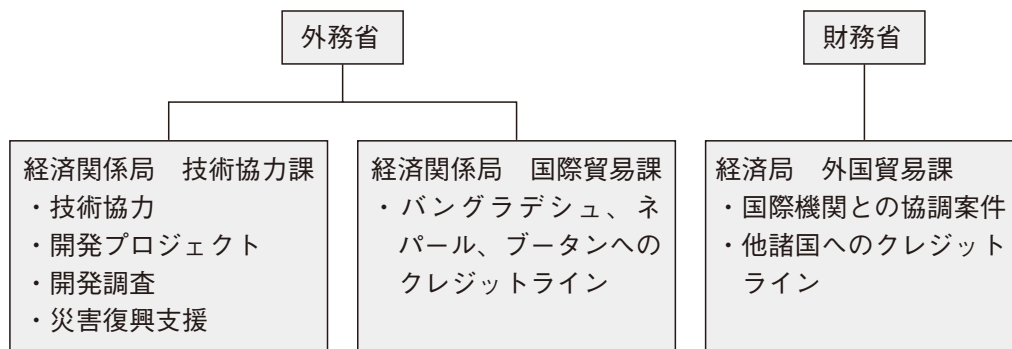
地震・サイクロン・洪水等の災害を受けた以下の国々に対し、医療物資・救援物資を供与した。

モンゴル、ベリーズ、ハイチ、ドミニカ、キルギス、マラウイ、ザンビア、モザンビーク、中国、パキスタン、バングラデシュ、キューバ、ラオス

(2) 援助実施体制等

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局外国貿易課（UNDP等と協調した技術支援およびインド輸出銀行による対外輸出信用供与（クレジットライン））や、海外居住インド人担当省が掲げられる。うち、クレジットラインについては、バングラデシュ、ネパール、ブータンに対しての戦略的な援助という観点から外務省経済関係局国際貿易課が担当し、それ以外のアジア・アフリカ諸国へのクレジットラインは財務省上記部局が中心となって商工省とともに実施している。供与分野はインフラ、電力、情報技術、農業が中心であり、融資の85%はインドからの調達、15%はローカル調達とされている。

援助実施体制図



(1) インド政府による第三国支援:インド外務省

(Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

	援助形態	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
バングラデシュ	グラント	2.5	2	3.3	51	20	60	6	8
	ローン	40	20	18.87	1	0.01			
	総 額	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	8
ブ ー タ ン	グラント	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	554.92	560
	ローン	214.4	304	280	278.4	35.2	48	300	
	総 額	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	854.92	560
ネ パ ー ル	グラント	78.99	60	66.17	66	210	100	100	120
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01				
	総 額	79	60.01	66.18	66.01	210	100	100	120
ス リ ラ ン カ	グラント	5	15	15.3	25	28.02	28	30	90
	ローン								
	総 額	5	15	15.3	25	28.02	28	30	90
モ ル デ ィ ブ	グラント	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	7
	ローン							500	
	総 額	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	7
ミ ャ ン マ ー	グラント	5.5	4	6.21	22	44.57	20	30	20
	ローン								
	総 額	5.5	4	6.21	22	44.57	20	30	20
アフガニスタン	グラント						434	337.5	407.05
	ローン								
	総 額						434	337.5	407.05
アフリカ諸国	グラント	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	100
	ローン								
	総 額	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	100
中央アジア諸国	グラント	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	48
	ローン								
	総 額	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	48
ラテンアメリカ諸国	グラント						1.53	2	4
	ローン								
	総 額						1.53	2	4
その他の途上国	グラント	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	115.95	106.55
	ローン								
	総 額	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	115.95	106.55
そ の 他	グラント							99.8	99.4
	ローン								125
	総 額							99.8	224.4
総 額	グラント	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,394.69	1,57
	ローン	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	800	125
	総 額	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,194.69	1,695

出典: GOI, *Expenditure Budget*, various Years

* 2002年度から2008年度までは修正見積予算額、2009年度は予算額。

15 サウジアラビア

(1) 援助政策等

サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。

援助政策は、貧困削減等の人道的支援を目的とするものと、対パレスチナ、パキスタン、レバノン、イエメン、イラク支援のように、地域の安定維持という戦略的目的を持って機動的に実施されるものがある。後者の例として、サウジアラビアは2009年に、アラブ経済社会開発サミットでガザ復興として10億ドルの支援表明、パキスタン支援国会合で7億ドルの支援表明、2007年に、パレスチナ支援プレッジング国会合で5億ドルの拠出表明、レバノン復興支援「パリ3」国会合での10億ドル支援表明、2006年には「イエメン支援国会合」での10億ドル支援表明を行った。

援助額の推移を見ると、1980年代には原油価格の低迷から援助規模が縮小したが、2002年以後、原油価格の高騰を背景に再びその規模を拡大している。DAC議長報告によれば、政府開発援助実績は、1995年から2001年にかけて年1億8,500万ドルから4億9,000万ドルで推移していたが、2002年には24億7,800万ドル、2003年には23億9,100万ドル、2004年には17億3,400万ドル、2005年には10億500万ドル、2006年には20億9,500万ドルへと増加している。

これらの政府開発援助は、ソフトローン、債務免除、無償資金協力として行われ、二国間のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金を通じても実施されている(たとえば、2007年10月にイスラム開発銀行が創設した「貧困対策基金(資金総額100億ドル)」に10億ドルの資金を拠出。2008年5月には、食料価格高騰に対してWFPに5億ドルを拠出)。

有償資金協力の対象分野は、開発途上国の持続可能な経済社会的発展を可能にするものとして、交通インフラ(道路、鉄道、港湾、空港)、通信、農業、エネルギー、社会インフラ(上下水道、教育、保健・衛生、住宅、都市開発、多目的ダム)、産業・鉱業支援となっている。

また、政府以外の主体による援助活動も積極的に行われており、「赤新月社」による緊急人道支援活動や、サウジ国民による外国での被災民救済目的等での義捐金活動が実施されている。後者の例としては、「サウジ・パレスチナ義捐委員会によるパレスチナ・ガザ住民支援」「津波人道キャンペーン」「パキスタン地震被害者救済」「バングラデシュ洪水被害者救済」「レバノン国民救済サウジ民間キャンペーン」等が実施されている。

(2) 実施体制

政府開発援助対象は、主にサウジアラビアの主要な援助機関である1975年設立のサウジアラビア開発基金を通じて行われる。

サウジアラビア開発基金は、政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、財務大臣を理事長とする理事会にて運営方針が決定され、有償資金協力等を行う。1975年以降2007年までにアフリカ41か国、アジア25か国等の計71か国417プロジェクトを対象とした有償資金協力(累計約74億ドル)を実施しており、近年はアフリカ重視の傾向にあり、2007年援助実績のうち、60%がアフリカ諸国を対象としたものである。

有償資金協力の条件は次のとおり。

- (イ) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- (ロ) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること。
- (ハ) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (ニ) 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること。(よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる。)
- (ホ) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

なお、同基金は、本来ソフトローン貸付を行う機関であるが、政府(財務省)出資の無償資金協力のチャネルの役割を果たすことがある。

サウジアラビア開発基金ホームページ:

<http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図



16 韓国

(1) 援助政策等

(イ) 2008年韓国の政府開発援助現況

韓国政府は2008年度に計7.97億ドル(暫定)の政府開発援助を提供し、これは国民総所得(GNI)比0.09%に当たる。具体的には、二国間援助が5.2億ドル(65.2%)、国際機関を通じた多国間援助が2.77億ドル(34.8%)であり、二国間援助のうち無償援助が3.49億ドル、有償援助が1.70億ドルとなった。

〈2008年韓国の政府開発援助現況〉

(単位:百万ドル、純支出基準)

	2007年	2008年
政府開発援助総額	699.06	797.2
二国間援助	493.47	519.8
無償援助	361.28	349.2
有償援助(EDCF)	132.19	170.6
多国間援助	205.59	277.5
政府開発援助/GNI	0.07%	0.09%

(ロ) 主要成果

(a) DAC関連

韓国政府は、2008年8月に国務総理主催で開催された第4回国際開発協力委員会において、先進ドナー国グループであるOECD-DAC加盟推進を確定し、加盟に必要な手続を進めてきた。この準備手続の一環として、2008年3月から9月までDACが主管する特別検討(Special Review)を受け、2009年1月に公式に加盟申請書を提出した。2009年中にDACの加盟審査を経て、11月にOECD本部(パリ)で開催されたOECD-DAC加盟審査特別会議で、DAC加盟国の全会一致で韓国のDAC加盟が確定した。

(b) イラク再建

韓国政府は、イラク再建支援のための国際社会の取組に参加するために、2003年から2007年の間、計2.6億ドルの無償援助を提供した。2007年5月、エジプトで開催された「イラク・コンパクト(ICI: International Compact with Iraq)会議」の際、2008年から2011年の間に計2億ドル(有償無償各

1億ドル)を追加支援することを決定し、これに伴い2008年には計1,000万ドルの無償援助をイラクの経済・社会開発のために支援した。

(c) アフガニスタン再建支援

韓国政府は、2006年、2007年に計470万ドルを支援したのに続き、2008年には、計480万ドルを職業訓練センターおよび医療支援事業、フォローアップ、研修生招へい等に支援し、2002年から2008年までの間で計6,600万ドル規模の無償援助を行った。また韓国は、2008年6月、アフガニスタン支援国会合(パリ会合)の際、2009年から2011年の間、計3,000万ドル規模の無償援助を支援することを公約した。

(d) パレスチナ再建支援

韓国政府は、2007年12月、パレスチナ支援ブレッシング会合の際、2008年から2010年の間に、2,000万ドル規模の無償援助を支援する計画であることを発表した。同支援計画により、2008年には計160万ドル規模の無償援助を支援した。

(e) アフリカ開発のための韓国イニシアティブ

韓国政府は、全世界貧困人口の3分の1が居住するアフリカの開発が国際社会最大の当面の課題であることを認識し、2006年3月、「アフリカ開発のための韓国イニシアティブ」を発表し、以降、対アフリカ支援を着実に拡大してきている。韓国は、2008年、イニシアティブ発表以前の2005年に比べ4倍に拡大した計6,200万ドル相当の無償援助をアフリカに提供した。

この3年間の対アフリカ支援成果を評価し、その結果をもとに、アフリカとの協力強化のために、第2次計画(2009～2011)を樹立・実行する計画である。また、韓国政府は、2007年9月30日から国際線航空機を利用する出国者に対し課す「国際貧困退治寄与金(国際連帯税)」で集められた財源の大部分を、アフリカの疫病対策事業に使用している。

(f) 戦略的多国間開発協力体制の構築および履行

2008年、韓国政府は、KOICA (Korea International Cooperation Agency)を通じ、約2,000万ドル規模の国際機関協力事業を支援した。特に国連開発計画(UNDP)、UNICEF等の主要な開発機関の複数年度にまたがる協力事業への支援を拡大する等、これまでの多くの国際機関に対し小規模で、単発の支援を行っていた慣行を見直し、より戦略的かつ体系的な国際機関による支援を実現するために取り組んだ。

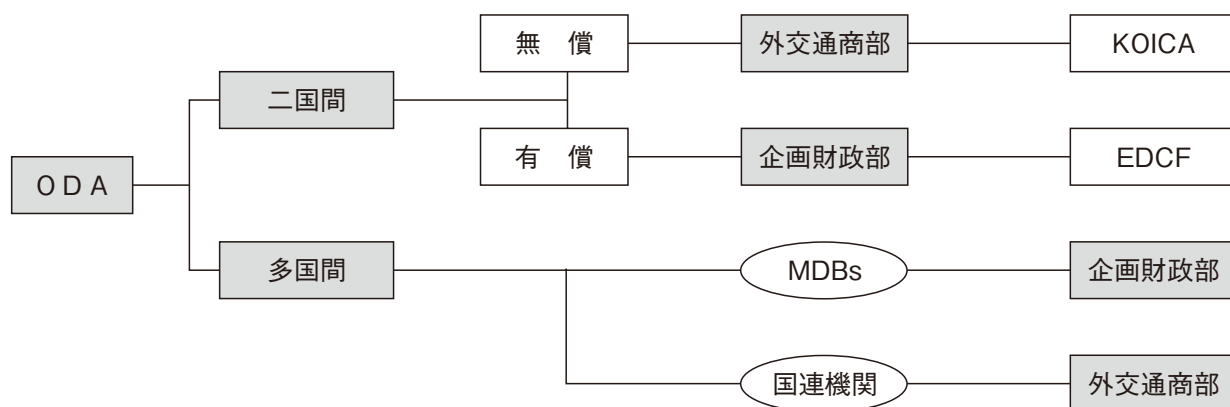
(2) 実施体制

- (イ) 韓国政府は、外交目標の一つとして「世界に寄与し、信頼される外交」を掲げ、同目標実現のために政府開発援助の量的・質的拡大を推進している。第5回国際開発協力委員会を通じ、韓国の「中期ODA拡大計画」を樹立し、政府開発援助の規模をGNI比2012年0.15%、2015年まで0.25%に拡大することとした。
- (ロ) 韓国の政府開発援助運営体系は、大きく二国間援助と多国間援助に分けられ、二国間援助は、無

償援助と有償援助で二元化されている。無償援助に該当する無償資金協力と技術協力は、外交通商部監督下にある援助執行機関であるKOICAが執行し、有償援助は、企画財政部監督下のEDCF (Economic Development Cooperation Fund) で執行しているが、技術協力事業は、その他の政府部署および機関でも一部分担、実施している。

- (ハ) 外交通商部ではホームページ(<http://www.odakorea.go.kr>)を通じ、韓国の無償援助政策と方向性を提示しており、無償援助執行機関のKOICAではホームページ(<http://www.koica.go.kr>)を通じて、韓国の無償援助が実質的にどのように成り立っているのかを紹介している。
- (ニ) 分権化された援助体系を改善し、省庁間の協議機能を強化するために、対外援助改善総合対策に従い、2006年1月、国務総理を委員長とする国際開発協力委員会が設立された。同委員会には、外交通商部・企画財政部のほかに無償・有償担当省庁および民間専門家が参加し、主要ODA政策と戦略、年間事業計画を審議・調整する機能を担っている。

援助実施体制図



・無償援助のうち、無償資金協力の場合KOICAが担当しているが、技術協力事業は、約30の政府省庁が分担している。

17 ロシア

(1) 援助政策等

ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦崩壊を機に一時停止された。ロシア連邦となつてからの援助の規模は極めて小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～2005年には5,000～6,000万ドルであった開発援助額が、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアがG8議長国となり、国際的な責務を担うようになったことが要因にある。

そうしたなかで、ロシア財務省、外務省が中心となつてとりまとめられた開発援助の基本戦略文書(開発援助コンセプトペーパー)は、2007年6月25日にプーチン大統領(当時)が承認し、正式な開発援助戦略として示されるに至った。今後、ロシア政府は向こう数年のうちに政府開発援助を年間4億～5億ドルまで引き上げる予定であり、長期的にGDP比0.7%を目指すとして明記されている。

2008年12月にパンキン財務次官は、2011年までに途上国支援額を倍増させ、年4億～5億ドルを割り当てると発表した。同次官は、この支援はロシアが担う責務を果たすために使うもので、世界経済危機下であってもロシアの財政事情による影響を受けないとしている。さらに、途上国支援は、ロシアがG8の一員として、世界の金融システムや安全保障システムの討議において積極的な発言を確保するために極めて重要としている。

このような国際社会での役割を重視するとともに、開発援助を積極的に実施するという方針の一環として、ロシアはOECDへの加盟を申請しており、OECD開発援助委員会にもオブザーバーとして積極的に参加し、OECD加盟国の知識・経験から学ぶ等の対話を進めたいとしている(なお、2008年にOECDでは、DAC諸国とNon-DACの新興ドナーの連携強化のためワーキンググループが組織されており、日本(DAC代表)とロシア(Non-DAC代表)が共同議長に就任している)。

現在の援助内容は、統計実績が作成・公表されて

いないため詳細な内訳は不明であるが、ロシア財務省によれば、援助はすべてグラントであり、8割が多国間(感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出金)、2割が二国間援助とされ、二国間援助のほとんどは人道支援とされる。また、ロシア政府は、世界銀行と信託基金を設置し、マラリア対策、エネルギーアクセス向上、教育の質の向上などの分野の協力をアフリカや中央アジア等において共同で実施している。このほか、ユーラシア経済共同体の枠組による「危機対策基金」に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した。さらには、上海協力機構やBRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)を通じた支援にも取り組むものと見られているほか、二国間借款の制度も整備する予定である。

今後、二国間援助のメカニズムを構築し開発援助の本格的な実施を目指すなかで、支援実施のための基本条件、優先対象地域、優先分野は以下のとおりである。

(イ) 支援実施のための基本条件

国連ミレニアム開発目標、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

(ロ) 優先対象地域

CISについては、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視している。また、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組への参加を積極的に進め、最貧国への支援供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。また、国際的な公約に従って、サブサハラ・アフリカ支援も重視している。

(ハ) 優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策、教育システム人材開発の3つが中心(そのほか、テロ対策、環境保全(気候変動)、自然災害対策など)。

(2) 実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、関係する行政機関(連邦消費者権利

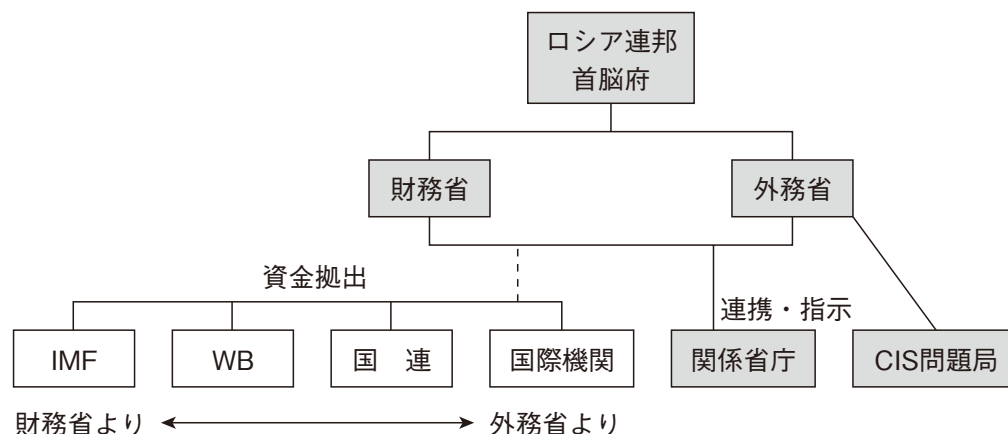
保護・福祉監督庁、民間防衛・非常事態・災害復旧省、教育科学省など)の協力の下、政府(首相府)によって採択され、実施される。予算を掌握する財務省は、援助についても多大な発言権を有し、二国間援助よりも国際機関を通じた多国間援助を重視する傾向がある。一方、外務省は、援助を外交のツールと位置付け、二国間援助を重視し、援助の実施体制を固める具体的な計画策定を行っている。全体としては、二国間援助を徐々に拡大しつつあるところである。

ドナーによる支援については、世界銀行や英国国際開発省(DFID)は、統計情報の整備、実施体制整備に係るロシア人関係者のための研修等を通じてロシア

政府(主として財務省)を支援している。一方、UNDPや米国国際開発庁(USAID)は、外務省や新設された連邦CIS問題局を主として支援している。

2008年9月に援助の統括的な組織としてロシア外務省の管轄下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力局(CIS問題局)が大統領令に基づき設置された。業務内容は、CIS支援、文化交流、ロシア語教育・留学などによる在外ロシア人支援、人道支援である。現在は、組織規定が整備され、職員の雇用などを行っている段階である。同局は、実際の援助メカニズム、実施体制の整備を進めるために、日本をはじめとする伝統的なドナーのノウハウを学んでいく姿勢を見せている。

援助実施体制図



● ホームページ

- ・ロシア財務省:<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア外務省:<http://www.mid.ru>
- ・連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力局(ロシア語のみ):<http://www.rs.gov.ru>

18 EU (欧州連合)

(1) 援助政策等

(イ) 総論

EUの開発政策は、EC^(注1)とEU加盟国との間の開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)^(注2)に基づいて、ECとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を挙げていくことを強調している。上記「コンセンサス」では、MDGsの追求とともに持続可能な開発という文脈における貧困の根絶、つまり、良い統治、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。上記「コンセンサス」をベースに、加盟国と欧州委員会がより連携して、EUとして加盟国も拘束する形でより効果的な開発政策を実現すべく努力している。

(a) 援助規模

EUの政府開発援助(支出純額ベース)は2008年でDAC加盟のEU加盟国全体(15か国)で701.68億ドルとなり、DAC加盟国の政府開発援助総額全体の半分以上を占め、世界最大のドナーである。また、ECによる政府開発援助総額も134.12億ドルで、米国、ドイツに次ぐ規模である(DAC統計ベース)。また、EC一般予算とは別に、アフリカ、カリブ、太平洋(ACP)諸国に対する援助としてEU加盟国が拠出する欧州開発基金(European Development Fund)による援助を行っている。

EUは援助の質・効率向上を根拠に、ドナーの援助活動政策・手続の調和化・協調および援助のアンタイド化を提唱している。また、パートナーシップと援助受益国のオーナーシップを重視し、長期

的にセクター全般にインパクトを与えるとの観点から、受益国政府主導のセクター政策・支出プログラムを支援し、その一環として財政支援(budget support)を行っている。プロジェクト支援、セクター政策・支出プログラム支援、財政支援のいずれの形態による支援を行うかについては、被援助各国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けしている。

EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットし、EU自身の中間的目標を設定するなどして積極的な対応をとっている。

(ロ) 人道援助

人道援助は、EC通常予算を主な財源として、欧州委員会人道支援事務局(ECHO:European Commission's Humanitarian Aid Office)が実施している。2008年の人道援助額(実績額)は12億7,886万ユーロで、ACP諸国が最大の被援助国で全体の50%に上る。

(2) 実施体制

(イ) 欧州委員会

主に、ECの援助プログラムを運営・実施しているが、複数の総局が関与している。

(a) 政策レベル(政策的方向性および複数年計画を被援助国と交渉しながら策定)

① 開発総局

欧州委員会としての開発政策全般の企画立案を行っている。地域担当としては、対外関係総局と役割分担しており、ACP諸国との対外関係や経済協力を担当。

② 対外関係総局

NIS、地中海諸国、中東、ラテン・アメリカおよびほとんどのアジア諸国の経済協力を担当。

注1: EUは、1993年11月に発効した「欧州連合に関する条約(通称マーストリヒト条約)」に基づき設立。EUは、ECを基礎としつつ、より広範な政治分野を担い、各国がECに主権の一部を委譲する共同事項(主として経済・通貨分野)と政府間で共同の立場、行動を決定する共同外交・安全保障政策、警察刑事協力(3本柱)から成り立っている。ただし、2009年12月1日に改正条約である「リスボン条約」が発効、3本柱構造は消滅、ECも消滅しEUに統合された。

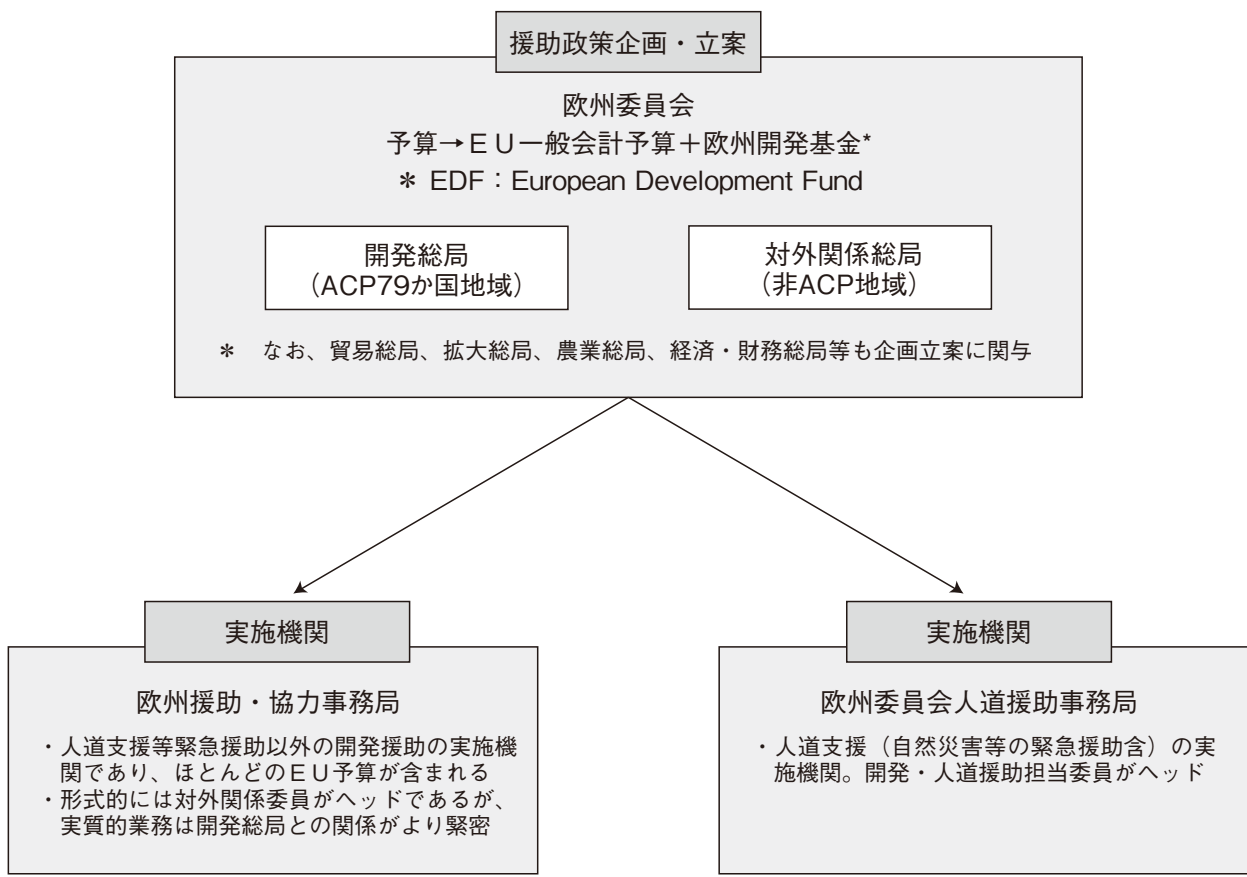
注2: 2005年11月のEU理事会における決定を受け、同年12月に、当時EU議長国のブレア英国首相、バローゾ欧州委員長、ポレル欧州議会議長が署名する形で開発に関する新方針(「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development))が出された。2007年には、EUの開発政策の規範となる“EU Code of Conduct on Complementarity and Division of Labour”を発出。

- (b) 援助実施レベル:欧州援助・協力事務局
プロジェクトの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング・事後評価に至る援助実施の一連の周期を一括して受け持つ。
- (c) そのほか、人道援助を担当する欧州委員会人道支援事務局、EU加盟候補国および潜在的加盟候補国への支援を担当する拡大総局、第三国経済の監視やマクロ財政支援を担当する経済・金融総局等がある。
- (d) ECでは、対外援助運営に関する改革が進められており、その一環として、欧州援助・協力事務局は、援助運営の権限・責任を現場の欧州委員会代表部に委譲(devolution)することを進めてきた。
- (ロ) 欧州投資銀行(EIB:European Investment

Bank)
1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、ラテン・アメリカ諸国等EU域外への融資も行っている。

- (ハ) NGOとの関係
EUは、上記「コンセンサス」において、開発政策の企画・実施に際する社会団体との関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係NGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策運用に利用している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2005年		順位	国名	2006年		順位	国名	2007年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	トルコ	391.98	4.51	1	トルコ	383.34	4.04	1	トルコ	545.93	4.92
2	モロッコ	293.09	3.37	2	モロッコ	338.70	3.57	2	パレスチナ自治地域	533.34	4.81
3	アフガニスタン	256.62	2.95	3	セルビア	334.49	3.53	3	エチオピア	364.76	3.29
4	コンゴ民主共和国	213.58	2.46	4	スーダン	299.41	3.16	4	モロッコ	324.70	2.93
5	スーダン	212.80	2.45	5	パレスチナ自治地域	257.92	2.72	5	アフガニスタン	307.46	2.77
6	パレスチナ自治地域	206.71	2.38	6	エジプト	228.47	2.41	6	セルビア	271.08	2.44
7	インド	187.80	2.16	7	コンゴ民主共和国	222.22	2.34	7	スーダン	254.68	2.30
8	エジプト	182.83	2.10	8	アフガニスタン	220.90	2.33	8	モザンビーク	239.75	2.16
9	南アフリカ共和国	172.88	1.99	8	レバノン	211.43	2.23	9	エジプト	208.12	1.88
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	164.52	1.89	10	インド	209.74	2.21	10	ブルキナファソ	199.35	1.80
10位の合計		2,282.81	26.28	10位の合計		2,706.62	28.52	10位の合計		3,249.17	29.28
二国間政府開発援助合計		8,686.53	100.00	二国間政府開発援助合計		9,489.05	100.00	二国間政府開発援助合計		11,095.49	100.00

* なお、EUの政府開発援助は欧州共同体 (EC:European Community) により実施されている。